

令和6年涌谷町議会定例会12月会議（第1日）

令和6年12月4日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 再 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会議日程の決定
1. 表彰
1. 諸般の報告
1. 議員派遣の事後報告
1. 議員派遣の結果報告
1. 常任委員会行政視察等報告
1. 常任委員会所管事務調査等報告
1. 行政報告
1. 一般質問
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	総務課参事兼課長兼 デジタル行政推進室長	高橋 貢 君
企画財政課 参事兼課長	大崎 俊一 君	税務課長	木村 治 君
町民生活課 参事兼課長	今野 優子 君	福祉課参事兼課長	鈴木 久美子 君
子育て支援課長	佐藤 明美 君	健康課参事	木村 智香子 君
健康課長	徳山 裕行 君	総務管理課 参事兼課長	紺野 哲 君
産業振興課長	三浦 靖幸 君	建設課参事兼課長	熱海 潤 君
上下水道課長	岩渕 明 君	会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君
農業委員会会長	日野 善勝 君	農業委員会事務局長	荒木 達也 君
教育委員会教育長	柴 有司 君	教育総務課長兼 給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	阿部 雅裕 君	代表監査委員	城口 貴志生 君

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務 班 長	大平 佳矢
-------	-------	--------	-------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

本日の12月会議出席、大変ご苦勞さまでございます。

今期定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらない特別のご協力を承りますようお願い申し上げます。

-----◇-----

◎再会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日12月4日は休会の日ですが、議事の都合により、令和6年涌谷町議会定例会を再開し、12月会議を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において、11番門田善則君、1番一條裕太郎君を指名いたします。

-----◇-----

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。12月会議の日程につきましては、本日4日から5日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の日程は、本日4日から5日までの2日間と決しました。

◇

◎表彰

○議長（大泉 治君） ここで表彰を行います。

10番杉浦謙一議員が、宮城県知事から地方自治功勞により表彰されましたので、涌谷町議会表彰規程の定めにより表彰いたします。

杉浦謙一議員、前にお進みください。

表 彰 状

涌谷町議会議員 杉 浦 謙 一 殿

あなたは、多年、涌谷町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和6年12月4日

涌谷町議会議長 大 泉 治

おめでとうございます。（拍手）

ただいま表彰されました杉浦謙一議員、誠におめでとうございます。

これで表彰を終わります。

◇

◎諸般の報告

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告の内容は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございますので、ご了承願います。

◇

◎議員派遣の事後報告

○議長（大泉 治君） 議員の派遣を議長において別紙のとおり決しておりますので、ご了承願います。

◇

◎議員派遣の結果報告

○議長（大泉 治君） ここで、議員の派遣を行ったことに伴う結果報告を行います。

11月5日開催の議会広報研究会に派遣されました議員を代表いたしまして、4番佐々木敏雄君、結果を報告願います。

○4番（佐々木敏雄君） それでは、議員派遣の結果報告書を報告いたします。

派遣期間は令和6年11月5日、件名は議会広報研究会。

講演内容は、「議会の見える化&住民の信頼・認知へ」、サブタイトルとして「議会広報の基本と編集」であります。

2番目として、広報クリニック、記載の5町の広報のクリニックを行ってございます。

講師は、議会広報サポーターの吉野さんでございました。

出席者は下記に書かれている4名の議員が研修を受けております。

4ページをお開きいただいて、私の所感をもって報告とさせていただきますと思います。

5、所感。全国的に議員の成り手不足や投票率の低下などが話題、問題になっている。主権者である町民が議会の役割や機能を知らない人が多いとの現実がある。また、議員の役割が生活に役立っているのか実感がないなどの意見がある。このような現実や意見などに対し、理解してもらえるような情報提供が議会広報の役割ではと感じた。

また、町民と議会の距離感を縮める手段として、議会の見える化として議会広報が大切であると感じた。それにしても読んでももらえないと意が通じないので、手に取って読んでもらえる議会広報の編集が必要である。

また、5町の議会広報紙のクリニックが行われたが、見出しの大切さ、見出しによって読んでもらえるか否かが決まることを感じた。今後、議会だより「わくや」の見出しをしっかりと吟味したいと思います。以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。



◎常任委員会行政視察等報告

○議長（大泉 治君） 続きまして、各委員会の行政視察等の報告を行います。

総務産業建設常任委員会行政視察報告について、門田委員長にお願いいたします。

○総務産業建設常任委員会委員長（門田善則君） それでは、総務産業建設常任委員会の視察の報告をいたします。

日時につきましては、お手元を書いてある資料のとおりであります。令和6年10月8日から令和6年10月9日の2日間でありました。

視察場所といたしましては、福島県安達郡大玉村、福島県白河郡西郷村のこの2村でございます。

私としての所感でございますが、お手元に皆さんの所感も書いてあるんですけども、実質的に私が感じたことを申し上げますと、今回私どものテーマであります「人口減少に歯止めをかける」というふうな部分の中で各村の施策を拝見してきましたところ、またお話を聞いてきたところによりますと、やっぱり村独自の施策を持って人口対策をしている、また、定住促進をしているということが一番印象に残りました。

そういった意味では、当町においても、やっぱりほかにはない施策をつくって、そういった定住、また人口減少に歯止めをかけることが必要ではないかなと感じたところでございます。

詳細については、後で皆さんに見ていただければありがたいと思います。以上でございます

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

続きまして、教育厚生常任委員会行政視察報告について、只野委員長をお願いいたします。

○教育厚生常任委員会委員長（只野 順君） それでは、教育厚生常任委員会行政視察の実施について報告いたします。

期間は11月13日及び14日、視察地は南三陸町、気仙沼市、岩手県陸前高田市でございます。

目的は「日本遺産に関する取組について」でございます。

涌谷町がこの日本遺産の主たる取組の活動をしているわけですが、なかなか全体が見えないというところで今回の視察を始めました。

まとめといたしまして、それぞれの市、町が日本遺産みちのくGOLD浪漫を活用して取組をしていると。地域資源として保存し、子供たちにふるさと学習の一環として活用しているが、まだまだ地元の人たちには浸透しておらず、市、町が抱えている問題と思いました。

涌谷町の黄金山産金遺跡を中心とした篁岳周遊コースなどの取組、食に関係した取組が必要と思いました。来ていただき、そして遊んでいただき、食べて泊まっていくと一貫性のある取組が必要と感じました。

今後とも教育厚生常任委員会といたしましても、この日本遺産に対する取組が観光と地域資源の活用という方向で進んでいくと感じた次第でございます。以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございます

続きまして、広報広聴常任委員会広報分科会佐々木分科会長をお願いいたします。

○広報広聴常任委員会広報分科会会長（佐々木敏雄君） 日時、令和6年9月25日、場所は東京都港区ニッショホールにおいて議会広報研究会に参加いたしました。参加者は、4番に書いている議員6名でございます。随行として事務局から1名参加してございます。

内容といたしましては、5番にあります（1）といたしまして、「読まれる議会広報紙の作り方」、講師といたしましては日本経営協会講師の元行政職員の中本さん、（2）といたしまして3ページになりますが、「ぱっと伝わる広報紙に」、サブタイトルとして「やってはいけないデザイン」講座ということで、講師といたしましては、日本広報協会の広報アドバイザー平本さんでございます。（3）といたしまして4ページになりますが、「読まれない議会だよりに出す意味なし」、「聴く、動く、寄居町議会の挑戦」といたしまして、講師が埼玉県寄居町議会広報広聴特別委員会委員長の鈴木さんの講演でありました。

所感につきまして各議員からも書いてございますが、私のまとめを読み上げて報告とさせていただきたいと思っております。

6ページになります。6、まとめ。（1）、（2）については、は議会広報紙の内容となっているが、行政広報紙に主眼を置いた講義内容に感じた。議会広報紙も行政広報紙も共通するものであることには同感であった。

（3）については、実際に議員自ら取材をし、編集などを手がけている内容であり、苦労が感じられた。読まれない議会だよりに出す意味なしを編成方針にし、基本姿勢を掲げ、町民目線で年間の議会の流れを意識した

編集を行い、町民の関心度が高いものから分かりやすい文面と紙面とするため写真で伝えることを心がけている。全国町村議会広報コンクール第1位、最優秀賞を複数回受賞するほど取材、編集を積極的に行っていることに感心した。やる気度、本気度が必要と痛感した。特別委員会として、委託業者や事務局と一体となり入稿作業やレイアウトなど編集作業を行っていることにも感心した。以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

以上で常任委員会行政視察等の報告を終了いたします。



◎常任委員会所管事務調査報告

○議長（大泉 治君） 続きまして、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務産業建設常任委員会門田委員長、報告をお願いします。

○総務産業建設常任委員会委員長（門田善則君） それでは、中間報告をいたします。

調査事件としては、「人口減少に歯止めをかける」が大テーマの委員会となっております。中テーマとしては、「若者の移住定住に向けたまちづくり」ということで1年間、やってまいりました。

次の2ページを開いていただきたいんですが、3ページですね、1月からずっと調査をしてまいりまして、7月に現状の町内の道路、そういったところについては現地視察をしております。

また、定住移住、また人口減少に歯止めをかけるための研修視察を福島県で10月に行っております。

我々の目的は、何としても町も掲げておりますけれども人口減少という部分が一番のテーマでありますので、それを何とかしていかなければこの町が大変になるということで、委員会の総意の下、委員メンバー全員の総意の下、そういった活動をしてまいりました。

最後のまとめになりますますがまとめを読ませていただきます。

新型コロナウイルスも5類扱いになり経済活動や旅行が再開し、国内外の移動が活発になっている。インバウンドの増加は観光業や関連産業にとって歓迎すべきニュースであるが、物価高騰や国際的不安定さが影響を及ぼす可能性がある。

特に今年は世界的に気候変動も影響し、近年、まれに見る米価高騰という現象になっている。今後も世界的変化に合わせた町政が必要だということです。

そのような中でも我々総務産業建設常任委員会としては、大テーマに掲げた「人口減少に歯止めをかける」を実現するため、残りの1年もその政策に向かって委員会活動をやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、教育厚生常任委員会只野委員長、報告願います。

○教育厚生常任委員会委員長（只野 順君） 教育厚生常任委員会の調査中間報告書を読み上げます。

調査事件に関しましては、「住みよいまちづくり」、「安心して生活でき、子供たちを伸び伸び育てる環境づくり」ということで調査を行っております。

最初の教育環境の向上については、4ページにあります調査結果及び意見を読み上げて報告いたしますので、4ページをお開きください。

教育環境の向上について。令和8年4月から幼稚園の統合に向け答申を受け、計画に基づき進んでいることを確認した。各学校の調査については、コロナ禍を経て運動会行事などの取組が行われているのを確認してきております。

それから、2番目といたしまして、「町民が健康に暮らすために」に関しては、病院の経営状況は改善が見られるが、老人保健施設についてはコンサルタントの意見を聞き、内部で改善できることを行いながら事業を進めていることを確認した。町民の在宅復帰に向けた施設であることから、今後の取組に注視していく。

3番目の「企業会計の健全化を目指して」については、上下水道については調査が多く漏水箇所が発見され修理につながる。そして、収益的損失が減少することが期待できるということでもあります。快適に暮らすための必要な水、下水道は確実に整備していくものを望むものでございます。以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、広報広聴常任委員会佐々木委員長、報告願います。

○広報広聴常任委員会広報分科会会長（佐々木敏雄君） それでは、広報広聴常任委員会の中間報告をいたします。

記といたしまして、1、所掌事務等の内容、2、活動等の目的はほぼ例年と変わりございません。3といたしまして委員、4としては活動の経過を記載してございます。

2ページ目の表につきましては広報広聴常任委員会、3ページから4ページにかけて広報分科会の活動状況、それから4ページの中段あたりから広聴分科会の活動の表でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

5ページの活動結果及び意見でございますが、これは各分科会より結果及び意見を報告いただきまして5としてまとめたものでございますので、これをもって報告とさせていただきます。

広報分科会では、議会の審議内容や議員の活動を、情報を公開する手段の一つとして議会広報紙、議会だより「わくや」の発行を年4回行った。また、より見やすく読まれる議会広報紙となるよう、議会広報研修会や議会広報研究会に参加したほか、親しまれる内容となるよう町民の声を掲載するなど、町民への説明責任を果たす内容に努力してきた。今後も目的達成のため努力していく。

広聴分科会では、3月と9月の議会後、それぞれ町内各地域6か所において2回、合計12か所での議会懇談会を企画し、常任委員会の活動として開催した。懇談会では、議会で議論された内容などを説明し、議会活動や町政に対する意見、要望などをいただいた。

また、同分科会では、その内容を精査し、回答を作成するなどを経て、結果報告書として町内施設等への配布及び公表をした。

さらに、議会力の向上及び議員個々の資質向上につなげるため、議員研修などの開催も予定し、これからの活動のために8回の分科会を開催した。今後も町民の声を尊重し、期待に沿えるよう努力するとともに、自己研さんにも継続して努めていく。以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

なお、報告の内容については、各委員会からの課題及び意見等が入っておりますので、執行部におかれまして

は対応についてご検討されますようよろしくお願い申し上げます。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◇

◎行政報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。どうぞ、今議会もよろしくお願い申し上げます。

ただいま、まずうれしかったことは、町として掲げております「人口減少をどう止めるか」といったようなことと、やはり町民の皆様といかにコンタクトを取っていくかというような、その両面において議会として努力されているということを率直に感謝申し上げます。

それでは、行政報告2件につきまして、お配りしております項目に従いましてご報告させていただきます。

それでは、1点目でございます。工事請負契約の締結について、令和6年度（辺地債）大谷地線舗装補修工事についてでございます。

工事請負契約の締結についてご報告を申し上げます。2件とも地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約でございます。

工事名は、令和6年度（辺地債）大谷地線舗装補修工事で、条件付一般競争入札を行い宮城県石巻市鹿又字横前134、株式会社マルテックと4,037万円で、令和6年10月10日に締結したものでございます。

もう1件でございますが、令和6年度（過疎債）涌谷不動堂線舗装補修工事でございます。条件付一般競争入札を行い宮城県東松島市みそら2丁目3番地1、株式会社和建設さんと4,281万7,500円で令和6年11月20日に締結したものでございます。

以上、2件の報告でございます。

〔午前10時20分 9番 伊藤雅一君退席 出席議員数12名〕

〔午前10時23分 9番 伊藤雅一君着席 出席議員数13名〕

○議長（大泉 治君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて再開いたします。

◎一般質問

○議長（大泉 治君） 日程第4、一般質問。

かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

通告されました議員にお願いいたします。通告内容に従い、通告外の質問を行わないようご注意願います。

それでは、1番一條裕太郎君、一般質問席へ登壇願います。

〔1番 一條裕太郎君登壇〕

○1番（一條裕太郎君） 1番一條裕太郎でございます。通告に従いまして一般質問を執り行わせていただきます。

私は本日、二つの大きな項目で質問をさせていただきます。

1番、普通自動車免許未所有者、高齢者、障害者向けの包括サービスについてでございます。

自動車運転免許返納に伴うタクシーチケット助成はあるようでございますが、そもそも免許証を持たない方々には同じようなサービスはできないのでしょうか。

また、涌谷町が窓口となり、民間の福祉事業者と連携を図り福祉有償運送を行うことはできないのかでございます。

こちらについて1度目のご回答をお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、ただいまの一條裕太郎議員の一般質問に対してお答えを申し上げます。

一般質問の答えに入る前に、こういったような6人の皆様からの一般質問という形の中で、私から見ますと政策提言をいただいておりますけれども、かつて、私がまだ若い議員の頃に、やはり行政と議会が何らかの形で政策提言といいますか、そういったような積み上げをしていたことがございましたが、様々な議会と執行部側が一つになるというのは好ましくないということもございましたけれども、やはり今思いますと、そういった積み上げの段階で様々な、ただいまの地域公共交通の問題が絡んでまいりますけれども、そういったものがないと、なかなか改めての調整というのが出てくると、やはりこうスムーズな形になりづらいということもありますので、時間をかけながらそのことについては議会の皆様と議論を詰めていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1番、一條裕太郎議員の一般質問にお答えを申し上げます。

質問要旨1点目の自動車免許証返納に伴うタクシーチケット助成はあるようだが、免許証を持たない方々には同じようなサービスはできないのか、また、涌谷町が窓口となり民間の福祉事業者と連携を図り、福祉有償運送を行うことはできないのかというご質問でございます。

ご質問にございましたタクシーチケットについてであります。議員ご承知のとおり、今年度においては、国の委託事業として受託団体が実施する実証実験の採択を受けて、運転免許返納者に対するタクシー助成を実施しております。

これにつきましては、タクシー助成を実施することが免許証返納率への影響をはかる実証実験となっておりますことから、助成する対象が免許返納者へ限定されるものとなっております。事業期間も今年度のみとなっております。

おりますことから、来年度以降の実施の有無については、財源措置等を踏まえ慎重に検討すべきものであり、現時点では定まっております。

また、町民の皆様の移動手段の確保という点では、現在、町民バスは6路線、32便を運行しておりますが、便数が限定されていること、また、人口カバー率も75%程度となっており、交通空白地帯も存在していることが課題となっております。

町民の皆様の日常生活を支える地域公共交通の在り方については、法定協議会の涌谷町地域公共交通会議において、マスタープランとなる涌谷町地域公共交通計画の策定を進めているところでございます。今後、策定する計画を受けまして現路線の在り方、タクシー助成やデマンド交通などについて検討してまいりたいと考えております。

また、現在、当町においては、民間の福祉事業所における福祉有償運送は実施に至っていない状況でございます。福祉有償運送は、一人では公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者の方々を対象とした有償運送サービスと認識しております。高齢者のニーズ調査でも今後の在宅生活の継続に必要なと感じた支援サービス項目において移送支援は上位に上がっております。住み慣れた地域で少しでも自立した生活を送るためにも、日常生活を支える仕組みづくりが必要であり、特に高齢者や障害者の移送手段の確保については重要な課題と考えております。

福祉有償運送の実施に対しては、地域公共交通会議等において地域の実情に応じ関係者が十分な協議を行い、整った上で実施可能な運送サービスでありますことから、今後、地域公共交通会議の中で福祉有償運送の必要性について協議し、検討してまいりたいと考えております。

1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 今、町長よりご答弁いただきました内容でございますが、私、さきの6月の議会のほうで一般質問した内容として、スクールバスの運行についてということでお話しさせていただきましたが、先ほど来、お話しいただいておる公共交通会議の場において、そのようなお話をいただいております。一歩前進したのではないかと私なりに考えております。

しかしながら、同じように子供たちの安心安全を見守っていくことと同様に、やはり誰一人取り残すことのないようなまちづくりの実現というものが必要不可欠になってくるのではないかと考えます。

付け加えて申し上げますと、自動車運転免許証返納に伴う1回限りの町民バス利用チケット48枚の交付というものも存在するかと思いますが、やはりご高齢で、なおかつ、つえなどついている方々も多くいるということで、バスの乗り降りということが大変になってくるのではないかと考えます。

そういったことも鑑みまして涌谷町の65歳以上の人口、これが65歳以上が4割を占めておるという結果が出ておりますけれども、10年後、20年後、その数が大きく増加していくことは目に見えている事実でございます。

また、新聞やテレビの報道で見聞きすることも多いんですが、人身事故の4割が高齢者によるもので、今後、免許証の返納というものも自主的なものから義務的に変化していくのではないかと推測しております。

そこで、涌谷町が今後、どの自治体よりもいち早く窓口となりまして、先ほど申し上げました民間の福祉事業

者と連携を図って福祉有償運送などを行うことはできないのかと考えます。

そのような取組をしていくことにより、新たな移住者として都会で現役時代を過ごしておりました方々が、喧騒から離れ自然が豊かなこの涌谷町に移り住みたいと考える、そういった高齢者の方にも移住先として涌谷町をPRできるのではないかと考えます。

また、都会で暮らしてきた方々の中には、公共交通が発展していることで免許証をそもそもお持ちでない方が多く、田舎暮らしをする上での一番の懸念が交通手段にあると、そのようにも挙げられているわけでございます。

福祉有償運送につきましては、既に実施している自治体もあるようで、私が調べましたところによりますと、東京都の八王子市を含む多摩地区26市町村で設置した運営協議会を基に、エリアごとに福祉事業者を公募、登録してできる制度です。利用料金といたしましては、国土交通省の定める道路運送法上のタクシーを利用する料金の上限8割を利用の方が負担をし、利用するというところでございます。

涌谷町にも現在多くの民間の福祉事業者の方がおり、福祉車両が空いている時間帯、朝晩の送迎以外の時間帯、これを利用して新たな住民サービスを官民協働で実施することはできないのでしょうか、改めてご質問いたします。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） それでは、民間の福祉事業者と連携して福祉有償運送はできないかというご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、福祉有償運送の導入につきましては、既存のバス、タクシー事業者による輸送サービスの提供が確保できないと認められる場合に、地域公共交通会議等で福祉有償運送の必要性について協議し、合意を得ることが要件となっております。

介護を必要とする高齢者や障害のある方などに対する移動手段確保の役割を担う重要な制度と認識しておりますので、今後、地域公共交通会議における協議に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） 非常に前向きなご答弁ありがとうございます。

しかしながら、私、先ほどは東京都の八王子市と申し上げましたけれども、やはり人口の多い地域でございます。涌谷町でそれがどれほどのニーズがあるのか、また、民間の事業者の方が福祉有償運送を実施するという事で、新たな人材の確保であったり人件費の問題など課題も多く上がると思います。

そこで、まずできる取組といたしまして、涌谷町自体が関係する社会福祉協議会などと連携を図りまして、所有する福祉車両を利用しての試験的な運送を考えてみてはどうかと思います。朝晩の送迎時間以外の日中の時間にそのようなサービスを提供して、免許証を持たない方であったり高齢者、障害者の方のライフサポートというものを行いまして、誰一人取り残さない笑顔にあふれ豊かな涌谷町につながっていくのではないかと考えますが、こちらを最後に町長よりご答弁いただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 今、話を聞きながら涌谷町の在り方という大きい捉え方で聞いておりました。といいますのも、高齢化率が今後もまだ上がるという予想がついておりますけれども、そういった中で誰に、いわゆる財

源手当てをしていくかと、どのような世代の人たちに財源手当てをしていくかということに大きく関わってまいります。

そういった中で、今、サンプリング的に社協さんとか様々なNPOの人たちに語りながらまず足の確保というものもありましたけれども、まず需要というものがどのような今、積み上げになっているのかということをもまず調査しなければならないし、その上で試験的にやるにしても効率的なやり方というのが浮かんでくると思いますが、やはりそういったことをもう少し公共交通の中で専門的な方々がそれぞれの交通需要を考えながら議論していただいていることですので、そういったようなものを積み上げていかないと、なかなか場当たりのことになっては大変だなという思いがしております。

ですが、足の確保というのは、大崎地域の医療連携と大きく関わってまいります。この医療連携のハードは大崎市民病院、あるいは私どもであります日赤病院もありますけれども、そういったようなところもございしますが、そういったところとそれから慢性期、回復期においてしっかりと地域包括ケアの中で有意義な人生を送っていただくためにも、これまで展開してきた国保病院としての在り方を更に追求したいと思っております。でございますが、その成功の可否というのは、やはり市民病院の管理者並木先生と気持ちが一致するところがございますけれども、足の確保というのは難しい。ですから、そういったような足の確保はしっかりとできないと、何事においても、いわゆる大きなこちらの地方ではいずれにしても様々な問題が出てくると、そういう認識は持っております。

ですから今、高齢者とありましたけれども、高齢者ならず、障害者の方々とか、あるいは若くても全く免許を持たないで自分で移動できないという方々もいらっしゃいますので、そういった方々をどのようにピックアップしていい交通環境を整えていくかという大きなテーマがございますので、もちろん、やるやらないという方向じゃなくてやりたいという方向を考えますと、まずはしっかりと現状把握というものから始まらないと空中分解するようなこととなりますので、その辺、少し時間をいただければと思いますし、なおさら私のほうでも聞きっ放しでなく、常に変わった状況を議員の皆さんのレベルで情報収集をいただきながら、さらにどのようなことを望んでいるかということも聞かせていただいて、早急に方向性が決まってサンプリング的にやってみて、もし免許証を返納してしまって失敗した、失敗したと言っている方がいっぱいいらっしゃいますが、そういう方が、もし免許証が継続して事故があった場合、これまた非常に晩年期におけるつらい状況がありますので、そういったようなことをなくすためにも完成度の高い足の確保というものを求めてまいりたいと思えますし、私も年齢としますと、もう10年もすると、やがてそのような状況になりますので、自分のこととして考えてみたいと思っておりますので、もうちょっと、今、具体を求められても大変苦しいところがありますので、ですからぜひそのような方向で動かしていただきたいということは言わせていただきますけれども、具体については、もう少し状況把握をしてからということをお願いしてお許しいただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） 町長より前向きなご答弁をいただきまして、これから皆さんと一緒に、誰一人取り残さない、そういったまちづくりの一端を担っていきたくと改めて思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2 番の質問に移りたいと思っております。

2番といたしましては、涌谷町に老若男女問わず集い、にぎわう、私が考える仮称総合スポーツパーク立地構想についてでございます。

涌谷町内の室内運動場施設は団体等の利用数が多く、個人が気軽に施設利用することができない日が多いようでありまして、運動イコール健康の推進にもなることから、既存の施設のリニューアルを含めて施設の再整備を考えてはどうかと思います。

具体的には公民館に隣接する旧B&Gプールであります。自治体が保有するプールの再利用は様々な実施例がございます。例えば記憶にも新しい東京オリンピックから正式種目になりましたスケートボードやBMXなどのXスポーツ、これの練習施設であったり多目的なミニスポーツ公園などが挙げられます。

涌谷町として、子供からお年寄りまで体を動かし健康増進と活気がある総合スポーツパークの整備を検討してもらいたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） ただいま、質問項目2の老若男女問わず集いにぎわう総合スポーツパーク立地構想についてのご質問をいただきました。個人が気軽に施設を利用できないという問題、それから既存の施設のリニューアルを含めた再整備という問題、そういった中で多目的の総合スポーツ公園などのご提案ということになっております。

そういった中で、これは全世代に関わる問題として受け止めております。こういった中で答弁をさせていただきます。

涌谷町内には公的な室内運動施設、すなわち体育館は3か所ございまして、日々、多くの個人、団体の皆様に利用していただいております。ご質問には、個人が気軽に施設利用することができない日が多いとございますが、定期的に活動している団体は、年度末に次年度の利用調整を行っており、お勤めされている方々の利用は平日の夜間及び土日に集中してしまい、どうしてもスポット的に利用される場合は利用できないときが生じてしまうことは否めません。その場合、ほかの体育館の空き状況を確認し、利用していただくことをお願いしたいと、そのように思っております。

B&Gプールにつきましては、施設の破損のため利用者の安全確保ができないと判断し、令和2年度より使用を休止しており、今後も再稼働は考えておらず、今後、どのようにすべきか検討が必要な段階に来ているところでございます。

1番議員提案の運動施設再整備について、プール跡地をバスケットなどのミニスポーツ施設として利活用している例もございます。多種多様な多くの方々が集い合えるようにスポーツ公園を整備し、運動を楽しむことができることは大変すばらしいことと認識しております。

しかしながら、当町におきまして町内の公共施設は老朽化が進んでおり、耐震化、大規模改修及び集約化などを進めなくてはならない状況でございます。そのためには多額の費用が発生いたします。当面は既存施設を有効利用していただき、新たな施設整備については、いましばらくお時間をいただきたいと、そのように考えております。

1回目の答弁でございます。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） ご答弁ありがとうございます。

今、町長がご答弁されました老朽化施設の再整備、それからまず進めていかなければいけないということですが、私が調べさせていただきました中に、内閣府が推進しております地方創生の一つの民間資金等を活用して公共施設等の整備をする事業がございます。先ほど来、お話しされました老朽化した公共施設の維持更新、低未利用化した公的不動産の有効活用は地方公共団体の重要な課題であり、厳しい財政状況の中で公的不動産の有効活用を通じて公共施設の効率的な整備等を図るためには、民間の資金、ノウハウを活用する P P P 及び P F I を促進することをうたっております。

P P P、P F I、なかなか聞き慣れない言葉だと思いますので少しご説明させていただきます。

まず、P P P という大きい役割というのは、パブリック・プライベート・パートナーシップというものの略称でございます、公共施設等の建設・維持・管理や行政の効率化を図ることでございます。また、P F I とはその枠組みの中にあるプライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称でございます、P F I 法というものに基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法でございます。こちらを活用しての公共施設等の老朽化からリニューアル、そういったものがないものかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、P P P、P F I ということでしたので、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに公的施設を改修あるいは更新するに当たりましては、民間資金の活用ということで P P P、P F I の推進ということがうたわれております。

しかしながら、結局例えば物を建てるに当たりましては、補助金、起債、そのほかに残りについては一般財源で払わなければならない。それについて民間資金を活用して平準化を図るという制度でございます、物を建てるのには変わらない。それで頭金があるかないかの違いが主に民間資金の活用ということになってきます。

それで、民間資金を活用した場合には、やはり後年度負担というものが出てきております。例えば起債を打てば当然、後年度負担ということで、あとそれにプラス民間資金の活用ということでそのサービス分ということを支払っていかなければならない。なので、後年度負担についてはかなり大きいものとなってきますので、かつ P P P、P F I を活用するというよりも、やはり建物を建てる、建てない、例えばスポーツパークを整備する、整備しないというところがまず論点になってくるのかなど。その先に資金の活用方法をどうするか、自前でやるのか、民間資金を使うのかというところで検討していかなければならないと考えています。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） 物事に順番があるということでご答弁をいただきました。

しかしながら、涌谷町のスタジアム周辺、公民館周辺でございますけれども、数えますと、体育館、武道館、サッカーグラウンド、スタジアム、パークゴルフ場、これほどに多目的にいろいろな運動をすることができる環境というのは、近隣でも私は群を抜いていると思います。

そこで、やはり利用者のニーズに合わせて総合スポーツパークとしてリニューアルし、涌谷町のスポーツの中

核を担っていく施設としていくべきと改めて考えます。

そして、施設から施設への移動距離の短縮を図り、スマートシティ構想の先駆けとして古川インターからも30分、松島北インターからも約30分の国道108号線、また国道346号線の交わる涌谷町のこの好立地を生かして新しい涌谷町のまちづくりを民間と行政と一体となって考えていくべきだと考えます。

そして、この事業が基となりまして、既存の宿泊施設などを利用して季節ごとの各種スポーツ団体の合宿先として新たな交流人口の創出につながると考えます。

また、合宿利用者の配食につきましては、町内の事業者の方々にご協力をいただきましてケータリング事業などを展開することにより、涌谷町でお金を循環できる、そういった仕組みづくりが可能となってくるのではないのでしょうか。

これを引き合いに出していいか分かりませんが、大郷町で先日、スポーツパーク構想、そういったものが新聞や報道でよく耳にしましたが、一番最初のイメージは、町長の、または執行部の独断で議会の同意や町民の理解を得られないまま、強引に進められているように私はイメージとして感じておりました。

しかしながら、後々、調べていきますと、過疎化からの脱却を目指すための渾身の施策であったのではないかと感じました。人口が約7,900人余り、涌谷町の半分ぐらいです。そして、高齢人口割合も約4割と涌谷町と何ら変わりございません。また、人口が少ないことから、財政面はもとより、様々な問題が山積していることが考えられます。また、近くに大衡村というものがございまして、大衡村に半導体の企業が来るということであり、その半導体企業の関連企業を誘致することに注視してはどうかと、そのようなお話をされている方々も大郷町の中には多いようです。しかしながら、どうでしょうか、半導体企業は頓挫してしまいました。やはり基幹産業である農業、この未来を見据える、そういった取組をするための大郷町のスポーツパークの構想であったと私は考えております。

同じように、この涌谷町も、やはり基幹産業は農業です。そして、農業を営むすばらしい広大な土地があります。その土地を有効活用してスポーツパーク構想を何とか実現へ向けて考えていければと、そのように考えております。もう一度、ご答弁をいただければと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいまの財政の立て直しで一番苦労したのは後年度負担ということでございました。次から次と建て直しする中で、先にやった事業の返済とか、あるいは何もしないで施設が老朽化して対応しなければならぬとか、そういったようなものがございましたので、やはりこの後年度負担というのは、自分だけの町政期間ということではございませんのでそのことをまず申し上げました。

ですが、そういったようなことを理由として、楯として、これはしません、あれはしませんと言ったんでは、町は全く不活性になっていくと、そういう観点から申し上げますけれども、夜、仙台から帰ってきますと、スタジアムとか、あるいはサッカー場にライトがついていますと、非常に涌谷町がそこにあるという、そういう高揚感がありますので、そういった中で質問者がおっしゃったように、スタジアムがあり、遊水地ではございますけれどもその活用としてサッカー場、あるいはテニス場もありますし、昼間に限って言えばパークゴルフ場もございます。

ですから、これにほんの少し手をかけることによって、やっぱり結果として総合スポーツ公園ができるのでは

ないのかなど。例えば外周に何らかの形で道路を設けるところ、あるいは既存の道路を活用しながら長距離を歩いていただく光景も目にしますが、そういったようなものをうまく整理して、まずは結果としての総合スポーツ公園のような形の町外の方々、町内の方々にイメージを持ってもらうような、そういうつけ方をすれば、そんなに無理なく町が動いている状態が見えるのではないかなど、そんなふうに私は常々考えておりますので、そういった方向で、やはり活気のあるまちづくりというものを目指させていただきたいなと思っております。

特にスタジアムの活用などは、様々な形で野球なんかやっていますけれども、そういった知り合いなんかに聞きますと、非常に高校生、大学生、一般人、私は認識ないんですが、非常に多くの人たちに来ていただけるような状況にあるということでございます。

ですから、そういったような専門家の人たちの考えもありますので、お金はそんなにかけられない中でも何か少し、しかも後年度負担ということも考えない中でやれることはあるんじゃないのかなど思っております。今のままだとランダムでなかなか統制が取れませんけれども、いわゆるスポーツ公園としてのイメージが出来上がれば、あとは必要な形の中で予算化することによって随時整備されるものと私は常々考えておりますので、そういったようなことでまずはご了解いただきながら、次のステップに向かって共に考えさせていただければありがたいなと思っております。

若い人からご年配の方までということの魅力あるご質問の内容でございましたので、やはりそういったような形を出したいというのが私は本音でございますので、具現化に向けて更にご意見いただければありがたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 先ほど来、お話ししたPPP、PFI、これの活用方法については、やはりその前段階であるというような認識を私も持ちましたけれども、もうちょっとざっくりばらんにというか、簡単にお話しさせていただきますと、プール、先ほど言ったB&Gのプールの利活用なんですけれども、例えばなんですが、民間が主導的に維持管理も含めてあそこの施設を貸していただいて、もしくは譲渡していただいてあの場所を再利用、リニューアルしたいというような考えがあった際、そういったことは可能なかどうか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 1番議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今休止しているB&Gのプール、今後、民間のほうで利活用したい場合、申出があった場合、できるのかどうかということでございますけれども、まずこちらのほうにつきましてはちょっと他の自治体の事例など、そして、あとB&G財団とちょっと確認しながらということになるかと思っておりますので、すいませんが、ちょっとお時間をいただければと思います。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） では、その辺のご確認を今後、よろしく願いいたします。

また、昨日なんですけれども、私の娘が学校からいただいたお手紙の中にこんなものがございまして、お子様のよりよい成長に運動はとても大切です。家庭でも運動の機会を増やしましょう。このような名目で教育委員会さんより昨日、お手紙をいただきました。内容といたしましては、体力の向上、運動習慣が身につくことに

より体の健全な成長につながる。また、運動によるストレスの発散、爽快感によるやる気の向上、そして、社会性や協調性、やり抜く力、もっと言えば学力の向上にもつながると。最近の研究でこのような内容が学力であったり非認知能力との関係があり、運動によってそれらの力が伸びるという内容でございます。

一つ目、体力合計点が高い子供ほど学力も高い。二つ目、体力合計点が高い子供ほど非認知能力、これは協調性、意欲、リーダー性が高いお子さんのことを示します。そして、三つ目、運動を好む子供や運動への積極性がある子供のほうが、G R I Tと恐らく読むんでしょうけれども、やり抜く力のスコアが高くなると、そういった傾向が学会であったり論文の発表資料としてお示しされております。こちらが教育委員会さんで閲覧可能だと私は思いますので、後ほど皆さんもご覧いただければと思います。

宮城県では子供たちの運動時間が少ない傾向にあり、運動習慣づくりは家庭の協力が必要だと。そして、子供たちと一緒に体を親自身が動かしたり、地域のクラブ活動やスポーツイベントに参加したりするなどして、子供たちが体を動かし運動の楽しさを味わうことができるよう協力をお願いしますといったような内容でございました。こちらは宮城県教育長がお示しされております。

その骨格基盤となる施設を、どうかこの涌谷町に今ある既存の施設を生かしリニューアルをして新たなまちづくりを担う子供たちのため、そして子育て世代が安心して子供を運動させるため、そして、高齢者も子供たちが元気な姿を見て共に運動して長寿でいてもらうため、全ての世代のために必要不可欠な事業だと考えます。最後にご答弁いただければと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 毅雄君） 大変建設的なご意見、ご提案をいただきましてありがとうございます。

大郷のほう、ほかの自治体のことはコメントとか、そういったものは控えますけれども、ただ、町長仲間として本気のやる気あることを考えていらっしゃるということは、脇にいてよく分かっています。

ですから、私もそういうことを学びながら、やはりこの立場にあったときは、可能な限り町の発展、そして、町民の皆様の幸せの向上のために尽くさせていただくのが私の使命でございますので、1回目のときは非常にフラストレーションが溜まるようなミッションがございましたけれども、次の期には更に難しい人口減少をどう食い止めるかという難しいことではございますけれども、逆に言えばやりがいがある。ですから、一人では何もできませんので、ふだんから言っておりますけれども、こういったような形で少しでもその方向付けを皆の力を借りながらやらせていただきたいなと、そのように思っております。

特に質問者がおっしゃいました学力向上というのは、今まさに学ぶ力が向上する、それは精神力ばかりでなくて体力というものがあって初めて自分はこういうことを学びたいという学ぶ力、それが私は学力と申しますけれども、それが向上して、それが1本に絞られたときに素晴らしい人間としての個性が発揮されるのではないのかなと常々思っておりますので、そういったような基礎的なことも質問の中には含まれておりますので、いわゆる可能な限り、今あるものをどう利用していくか、活用していくかというものを真剣に考えながら、そして、具体の中では民間にそれを譲渡あるいは活用していただくというご質問もございましたが、技術的なこともしっかりと裏を取りながら前に進めさせていただきたいと思っております。

本当に仙台方面から夜、帰ってきて常にスタジアム、サッカー場等々が明るく輝いている地帯が涌谷町にあってもいいんじゃないかと思っておりますので、そのときにはそのイメージをどうか共有させていただきたいと

思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでした。

休憩いたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

11番門田善則君。

〔11番 門田善則君登壇〕

○11番（門田善則君） 11番門田であります。ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

その前に、町長におかれましては、副町長が亡くなってから一人で大変な仕事をされているわけですが、日夜努力していること、我々議会としても本当に感謝しているところでありますので、この場を借りて御礼申し上げます。今後ますます健康には留意して頑張ってくださいなというふうに思ひます。

さて、私の質問であります、大綱1番としまして、涌谷町に景観条例の制定を望むということで質問させていただきます。

要旨1といたしましては、歴史ある町並みをどのように守るのか。

要旨2といたしましては、太陽光等の急激な普及をどのように考えているのか、この2点についてお聞きしたいと思ひます。

国は、平成16年に景観法を制定しております。それに伴い宮城県も美しい景観の形成の推進に関する条例、そして、地域の歴史と文化を守り美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、県民生活の向上ということで条例をつくっております。

しかしながら、県の条例は制限を設けておりません。しかし、その県の条例に基づき県内の市町村におかれましては条例を制定し、また制限も設けているところもございます。まず県内では、仙台市、塩竈市、多賀城市、登米市、松島市、大崎市等々、景観条例をつくっております。

しかしながら、私ども涌谷町におかれましては、まだ制定がございません。今回そういったことで要旨1番といたしましては、この町並み、要は何の町並みかということなんですが、歴史ある涌谷町であります。昔からの城下町というふうに聞いております。ですから、町並み、真ん中に川が通って、江合川という大きな川が通って両側に町並みがあります。そういった中でその景観が今以上に、今、空き店舗等で大変な状況もありますが、しかしながら、そこに住んでる方々が、自分の土地だから何でもどこに売っても、また何を建てられてもいいんじゃないかというふうなことにならないためにも、こういった条例を制定するのが私は大変有意義ではないかなあというふうに思ひわけでございます。

一例を申し上げますと、皆さんも大崎市古川に行く途中で恐らく北浦という町を通過して行くかと思ひます。と

ころが、ずっと空き地になっていたところだったんですが、突然、大きな塀に囲まれた非金属の解体販売というふうな会社がそこにお目見えしました。近くに住んでいる人は大変うるさい。また景観がとっても悪いということで地域の方々はおっしゃっている方もおります。私は、そういったことにならないためにも、ぜひこの涌谷町もそういった条例を制定してこの町並みを守っていくべきではないかなというふうに考えたところであり、今回の質問にさせていただいたわけでございます。

また、皆さんが考えるときに、江合川を挟んだこの役場から東に向かって行ったときに、あの川の縁に立ったときお城が見えるその風景というものは、涌谷に来られた方々は大変すばらしい、ここから眺める風景は大変貴重だと。これは町としても宝だからぜひ残すべき、守っていくべきですよということをおっしゃる方もおられます。

そういった意味で、今回はぜひとも将来の孫子の代までもこの景観を守り抜くためにも、ぜひともこういったことを望んでいきたいなということで質問させていただきますので、町長におかれましては、そのことも含め自分の考えを入れてぜひ結構ですから、ぜひ立派な条例をつくっていただければありがたいなというふうに思うわけでございます。要旨1としてはその辺についてお聞きしたいと思います。

それでは、要旨2についてお伺いします。

今、涌谷町も農業委員会が取扱いをしている太陽光発電、要は農業用地については農業委員会に申請が出され許可制になっていると聞いております。今、私も常任委員会は総務産業建設でありますから1年間にどのくらいの太陽光発電に対しての申込受付があるのかということをお農業委員会の局長から報告を受けています。毎年、やっぱり多くなっているように考えられます。そういった意味では、この太陽光についても景観をどのように守っていくのか、どこでも農地であればいいのか、それが危惧されるところであります。

私が今、一番心配しているのは、天平ろまん館、日本で初めて金が取れた町、涌谷町を象徴する施設であります。その駐車場の隣は田んぼになっております。もしもあの田んぼに太陽光発電がいっぱい並んだときに景観はどうなんだろうというふうな観点にたどり着くわけでございます。そういったことも含めまして、やっぱりいろいろ含めた中での条例があればこそ、抑えることもできる。また、町の景観を守ることもできるのではないかとこのように考えるわけです。

また、私どもの山といえば篔岳山でございます。この篔岳山もある一部はもう太陽光パネルで覆われています。成沢から篔岳山に向かう方面については、もう太陽光パネルの波になっております。これの景観も私は、涌谷町といえば秋の山唄、その中には篔岳山という歌詞が含まれております。やっぱり涌谷町の象徴は、その篔岳山にもあるのかなあと。そして、日本一を目指すための民謡の大会をこの涌谷町が開催し、先月も行われたというふうに私も拝見させていただいております。

このことからしても、この篔岳山を守るためにもぜひこの太陽光についても考えていかなければならないのかなあというふうに思いますので、ぜひとも町長におかれましては、そういったことも加味し、景観条例について制定を望むものでありますので、ぜひともご所見をお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 涌谷町景観条例の制定を望むというご質問でございます。

1点目として歴史ある町並みをどのように守るかというご質問でございますが、涌谷町の中心市街地である各商店街においては、先ほど質問者のお通り、空き地が目立つ状況となっております。かつての涌谷伊達家の城下町として、また国道108号と346号が交わる交通の要として栄えた涌谷町の中心市街地について、人口減少に伴う消費の減少や郊外へ出店する大型店の影響等を大きく受けている状況でございます。その中心市街地を含め今後、どのようにまちづくりを進めるべきか、第6次総合計画の策定を進めているところでございます。

なお、議員のお考えの条例の制定につきましては、制限を新たに設けることにもなるとの認識がございまして、ほかの例や制定後の経過というものを学ばさせていただいて慎重に検討してまいりたいと、そのように考えております。

2点目の太陽光の急激な普及をどのように考えるかのご質問でございますが、国内の太陽光を含む再生可能エネルギーの方針といたしましては、国が掲げる2050年の脱炭素社会の実現、2030年の温室効果ガス46%削減を達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、中でも太陽光発電の導入拡大が必要不可欠となっている現状でございます。

また、令和5年2月に国でGX実現に向けた基本方針、今後、10年を見据えたロードマップを定めており、それによると2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率を36から38%、3,360億キロワットアワーから3,530億キロワットアワーを目指しており、太陽光につきましては14から16%、1,290億キロワットアワーから1,460億キロワットアワーを目指すものとなっております。

2022年の実績といたしましては、再生可能エネルギー全体の比率が21.7%、太陽光発電に関しましては9.2%となっております。まだまだ目標値に届いておらず、このことから推察しますと太陽光発電に関しましては、推進策が図られていくものと考えております。

一方、太陽光発電につきましては、近年、件数の増加に伴いトラブル事案が発生している地域があるほか、設置後の維持、管理、整備の配置等に対する住民の不安が高まっており、加えて大規模施設等の設置により土砂災害の発生なども懸念されている状況にあることから、国においては、事業計画策定ガイドライン等を定めており、また県におきましても、出力50キロワット以上の太陽光発電設備を対象とした太陽光発電施設の設置等に関する条例が令和4年10月1日から適用されるなど、地域に受け止められる太陽光発電事業の普及拡大を進めております。

こうした中、町内におきましても各箇所ですべて太陽光発電設備の整備が進められております。町といたしましても、県条例で対象とならない50キロワット未満の太陽光発電事業につきましても、地域と共存できる仕組みづくりが必要と考えており、現在、検討をしている状況でございますので、議員皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。1回目の11番門田議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） ありがとうございます。本当に、町長も前向きな発言をしておりますけれども、そのとおりだと私も思います。

要旨1の部分に関してですが、この町並み、今、空き家になってしまっている部分もあるんですけども、でも、やっぱり城下町というのはどうしても直角に曲がる場所が結構ありますが、そういった町並みが私どもの涌谷町の特徴かなと。この部分の中に本町、あるいは真ん中にそういったものが造られたりしたら、これは

本当に全くその町並み形成というものが失われてしまうのではないかなという懸念があります。

また、先ほども言いましたけれども、東に向かってあの川から望んだときの風景、本当に私も皆さんに涌谷町の唯一、誇れる景観ではないかなあというふうに思います。その辺で、やっぱりそういう場所にそれにそぐわない施設なり、また建物があった場合、また建った場合、これは大変に景観を損なうことになります。

ほかの条例をいろいろ調べてみました。仙台市、また大崎市もありますが、やっぱり届出制度というものを取っている自治体になります。その届出の中ではこの部分は規制、この部分は規制がないというふうなやり方でやっているようであります。

私は涌谷町もそういった観点から規制を設け、やっぱり景観に合わないものは駄目なんだということでやっていただくのがいいと思いますが、その辺については町長いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほど、第六次総合計画の策定をしているということもありましたけれども、今、策定しているので内容はまだ詰まっておりますけれども、第五次総合計画を改めて見ますと、景観保全と環境保全について書かれております。現況と課題につきましては、質問者、おっしゃったことがおおむね書かれておりますけれども、そういった中で、やはり自然や田園景観の保全に取り組むということ。ごみのないまちづくりを進めるためにも花に飾られた美しいまちづくりを進めるということとか、やはり監視や指導体制の強化をするほか、自然環境の保全に向けた対策に努めますというようなことで総合計画の中ではうたわれております。当然の方向付けであろうというふうに思っておりますので、第6次に関しましても、そのことに関しては大きく変わるようなことはないだろうというふうに思っております。

そういった中で、質問が前後しますけれども、一昨日あたりの日経新聞を見ますと、太陽光発電がメガソーラーから小型発電所という形の中でシフトしてございまして、四千五、六百ぐらいの様々な業者の人たちが小型発電所を設置しようという計画を立てているようでございます。

そういった中で、涌谷町もこれまでの例から見て決して例外ではないだろうというふうに思っておりますので、やはりそれを質問者おっしゃったように、できるだけ今の景観を損ねないような形をしていただくためにも早めの手を打っておくというのが大事だろうと、そのように思っておりますので、ただ、先ほど申し上げましたように、様々な規制というものがおりますので、幸い、ほかの先進事例がございますのでその設置に至った動機、あるいはその設置内容、条例設置の内容、あるいはその後の様々なこういったような外的な方たちとのアクセスの中でどのような対応を取って、条例がどのように生かされてきたのかなということを検証させていただきながら、涌谷町に必要となったら直ちに条例というものの制定に取り組みたいと、そのように思っておりますし、後発であれば、先進事例を学びながらできるだけ整った形にできればいいのかなと思っておりますので、この件に関しましては、私自身が質問者と同じ思いはしておりましたけれども、条例制定ということに関しては具体で考えてまいったことがございませでしたので、改めて考えさせていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 要旨1につきましては、町長から前向きな発言が出ましたので理解したいなというふうに思います。

要旨2につきましては、やっぱり太陽光普及あるんですけども、実はゆうべ、BSのニュースで細野さんとか出ていて、自民党、立憲民主党、いろいろの方が出ていたんですけども、その中で原発問題の話と太陽光との話が出ておりました。先ほど町長も言いましたけれども、太陽光についても細野さんが言うには、トラブルが日本で相当あると。そして、20年もたつからもう廃棄が迫っている。その廃棄処分が相当のお金がかかる。そのことも踏まえなければ原発の話もできないみたいな話をしておりました。

今日の質問は原発のことじゃないのであくまでも太陽光ですでお話ししますが、そういったことも踏まえますと、やっぱり我々議会としてもそうですけれども、町を運営する町長としてもそうなんですが、ある程度、将来を見据えた太陽光の設置についても恐らく考えるときに来ているんだろうと。特に農地なんかには、今日、会長もおられますけれども、農業委員会の会長さん、また事務局長さんのところに必ず農地については行くわけですから、それも農業委員会ではきちっと精査して、また現地確認をして恐らく許可をしているものと思っておりますけれども、しかしながら、今後はそういった問題も出てくるということも踏まえながら事務執行に当たっていかなければならないのかなというふうに思っております。

そこで、私は思うんですが、太陽光、先ほど町長が言いましたけれども、安全で安心な発電施設といいますか、そしてエコであるという部分もあると思います。ですから、ほかの火力発電だとか原発だとか水力だとか、いろいろな部分の中では低コストで恐らくできるのかなあというふうに思いますけれども、しかしながら、今言ったように、そういうニュースでも今、話題になるような状況になっているようです。一山全部、太陽光というのもある町は出たそうです。何か日中歩くと光って見えて車の運転するのも大変だというふうなお話も聞いたことがあります。そういう乱発的な、法律が、条例がないと、そういったことまで乱開発されてしまうということが今の日本なんですね。ですから、そういったことを防ぐためにも、実質、私はこの条例は宮城県ではまだ七、八か所の自治体、また仙南地域は2市7町が一つになって広域条例としてやっていて、各町からの計画書は各町に提出するというふうな形を取っているようであります。

そういったところも出てきている宮城県でありますから、私は、大崎管内ではまだ大崎市しかないですけども、2番目に涌谷町が、やっぱり歴史のある涌谷でありますのでつくり上げるべきだなというふうに考えますが、町長はいかがでしょう。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 私は質問者と同じように、太陽光、自然エネルギーを活用してそれを電気に換えるというシステムは、人間社会として間違っていないのではないのかなと。

ただ、これも常任委員会に在籍していたときに思ったんですが、先進地は既に土砂災害というものが、急傾斜地に設置すると、そういったのが実際起きているということで訪問した議会の皆さんのほうからご指摘をいただいております。

そういった中で、やはり県南は様々な問題が発生して皆でという理想的な形で進んでおりますけれども、大崎市ということで振られますと、大崎市、それから大崎地域としては世界農業遺産というのもございます。私は、涌谷町の町長として涌谷町が一番様々な農業に関する、例えば麓岳山の麓峯寺、あるいは白山様のところでは昔から種苗交換が行われていたという実績もありまして、そういったことから最もゆかりの深い町だと自分なりに認識しておりますけれども、いずれにしても、それが太陽光の形で景観が損なわれるというのは、やっぱ

り余りよくないといえますか、私としては不本意なところがございますので、そういったような面からしますと、せっかくの質問でございましたように、大崎は一つという形の中でみんなでこの地域を盛り上げようとして各首長さんが一丸となって頑張っているところでもありますので、早い機会にご提案申し上げまして大崎地域ならではのこういったような設置、何らかの設置条例というものがあって、この地域はこのような形で残すんだよという認識を改めて持ちながら対応していくのが、もしかしたらベストなのかなと思っておりますので、そういったような働きかけをさせていただきたいなと思っておりますし、その前に町として単独でやる場合はどういうことなのかということも十分検討しながら、そういったようなほかの地域の自治体に働きかけてみたいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） ありがとうございます。本当に町長には前向きな姿勢、そして、農業に精通している町長だからこそ、そういった発想になるんだなということで感心したわけでございますけれども、やっぱり世界農業遺産という大命題がありまして、その地域の一つにこの涌谷町も入っているわけでございますから、町長のおっしゃるとおりの農業を核としたまちづくり、そして、景観を守っていくというのが大事なことなんだろうというふうに思います。

町長から前向きなお話がいただけましたので、私としてはこの辺で質問を終わらせたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

10番杉浦謙一君。

〔10番 杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。

通告に従って一般質問を行ってまいります。

今回、私、二つ、若者定住促進助成事業につきまして、大きく二つ目は、地元の公共交通に関しまして質問を行ってまいります。

若者移住定住事業につきまして最初に質問いたしますが、現在、不安定な社会経済状況の変化は若い世代や将来の子供たちに大きな不安を抱かせております。人口減少や少子高齢化への対策は、涌谷町もそうですが、特に地方自治体にとっては急務と言える課題となっております。

生産年齢人口の減少は、企業の労働者不足や経営者、後継者の不足を招いておりまして、地元の企業の存続に

も影響することが懸念されております。

そこで質問いたしますが、涌谷町の若者の移住定住事業についてですが、どのような事業があるか伺ってまいります。

二つ目であります。若者の移住定住を促進するためにもですが、涌谷町から他の、主に仙台市を想定してはいるのですが通勤する方々がございます。仙台市を想定すれば、鉄道事業者が考えられるわけですが、この遠距離通勤に要する費用の一部を助成する制度、この制度は基本40歳以下の新卒、学卒者、または転入者を想定しているわけですが、そういった費用の一部を助成する考え方を町長に伺うものであります。

3番目であります。

空き家を購入したり、または賃貸契約をした場合に住宅をリフォームする場合があります。住宅リフォームの工事について助成制度、私は住宅リフォーム助成制度、以前から提案をしておりますが、そのような実施をするような考えがあるのかお聞きをして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 10番杉浦謙一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まずは質問項目の若者移住定住事業の考えはということでございますが、質問要旨1点目の涌谷町若者定住についての事業はどのようなものかとの質問でございます。

直接的な事業といたしましては、涌谷新生活応援補助事業を実施しております。内容につきましては、町内へ移住した世帯で新たに取得した住宅の購入費用、または中古住宅の修繕費用について最大50万円の助成を行うものとなっておりますが、この事業につきましてはきっかけでしかございません。定住については、その後の生活について幸福度、満足度を充実させることが重要と考えております。直接的な補助等の単に財源を浪費することとなりかねない先行した取組については、慎重に検討したいと考えております。通常に生活する上での幸福度、満足度を充実、充足させるため、教育、子育て支援策等の町民に対するサービスの面では独自性を見いだせればと考えております。

2点目の若者の移住定住を促進するために、遠距離通勤に要する費用の一部を助成する事業の考えはどのご質問でございますが、現時点で通勤に要する費用の一部助成の実施につきましては考えてはおりませんので、今後、事業の有効性等を確認し、実施の有無について検討してまいりたいと思っております。

先ほど新卒者あるいは転入者という想定を質問の中で織り込めてありましたので、そのことについても検討として今後、対応していきたいと考えております。

3点目の空き家を購入、賃貸契約をした場合の住宅リフォーム助成制度の考えはどの質問でございますが、1点目でも申し上げましたとおり、移住した方が取得した住宅の取得費用及びリフォーム費用については、最大で50万円となります助成を行っております。

ただし、取得することが要件となっておりますので、賃貸に関しましては所有者の不動産事業となっておりますことから、リフォームに対する助成は現時点では考えておりませんので、委員の皆様のご提案をお願い申し上げまして、1回目の答弁といたします。

○10番（杉浦謙一君） では、（1）であります。涌谷町の移住事業につきまして質問したわけですが、

私も最大50万円ということで見ておりますが、この点では見た感じでは年齢制限があるわけではなくて、私、この（３）のほうにもちょっと入っちゃうかもしれませんが、住宅取得分として上限20万円と。子育て世帯加算として加算金がありまして、これが上限20万円というふうになって、いずれにしても、移住促進住宅取得として最大50万円、住宅取得事業としても同じ金額として上限最大として50万円あるわけですけれども、この年齢制限がないというのは、若者定住の促進としてどこか抜けたのかなと思うんですが、子育て世帯という加算がありますからその点ではそんなに大きな問題ではないんですが、でもその点では（２）にも関わってきますが、若い人の住宅取得を想定した場合に年齢制限がないというのは、どういった経緯があるのかなと思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それではお答えさせていただきます。

年齢制限がないということですが、議員おっしゃるとおり、今、若者というか、子育てに対しては子育て世帯加算ということで対応させていただいております。子育てということで年齢制限を設けても、やはり50歳でも60歳でも子育てしている方もおりますので、その辺、年齢制限については難しいものと考えておりますので、この子育て加算ということで対応させていただいております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） （１）については子育て、使い勝手がよければ一番いいし、補正予算でも出てくるようなんですが、その点では使い勝手がよければ一番いいのかなと思いますが、その点では、私らは若者の移住定住をテーマにこれまでやって、議会懇談会でもテーマとして開催をしてきたわけでありまして、その点ではちょっと私、若者定住にちょっと絞って質問をしているところであります。

ですから、（２）にいけますが、遠距離通勤に対する一部の費用の助成を行うというのは、これは栗原市の事例を挙げているわけでありまして、これも多分距離はどの程度にするのか、大崎市に勤務する方にするか、石巻市にとか、いろいろ想定されるわけですが、栗原市の場合は基準額を月3万円というふうに考えておまして、そこから企業、会社からの通勤手当を差し引いた残り半分を栗原市が補助をするというような移住定住に関する助成制度を行っているということなんです。

ですから、事業主ではなくて、会社に勤めている方、事業所に常時雇用されている方に対する助成制度を行っている。この場合、40歳以下の新規卒業者又は転入者を対象者として助成しているということになります。

ですから、どこの自治体でもなかなか苦労しているんですね。やっぱり人口減少はなかなか止まらない。日本全国が少子高齢化にかかっているということを考えれば、当町だけの問題ではないんですが、でもあらゆる工夫をしながらこういったものを想定してやっている。ですから、涌谷町は鉄道が通っていますから鉄道に関する通勤の費用の一部を充てるとか、自家用車で通勤する、ガソリンがかかりますからそれなりの費用がかかると思います。でも、そういった点では少し考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、これは町長に伺いますが、いわゆるこの遠距離通勤に対する費用制度、費用の一部助成制度、町長の考え方、町長の思いをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 栗原市の例を今、挙げていただきましたけれども、だったら涌谷町の場合、どうするかと

いう、さきの質問でもございましたけれども、転入者あるいは新規学卒者、そういったような方々を対象ということでございますが、やはりあえて絞ることによってその対象にデフォルメかけて、そういった方々は涌谷町にとっては来ていただければ通勤に対してはメリットがありますよと。いながらにして仙台方面にも通うことが経済的な困難が少し楽になりますよというような売り方だと思いますけれども、対象者を絞るとするのは、逆に言えばどのような方々を対象とした場合、効率的な事業となるかということでもありますので、そういったようなことはこの例以外にもたくさんあると思いますので、やはりターゲットを絞り込むというのが、限りある財政運営をしている中では必要な施策となっているのではないのかなと思っております。

その前提としては何もしないと何もならないということがありますので、だったらそのためには、質問者からちょっとそのきっかけをいただきましたけれども、対象者を絞って涌谷町にはこういう特徴がある。そこを助成すると定住につながっていくんじゃないのかなという、そういったような考えでそういう具体が見えてまいりましたらば、これは考えてみるのが大事なのかなと、考えてみるといいですか、実施してみるというのが大事なのかなと、そのように思っております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） やはり施策は施策として町の施策として大事な点、以前、町長が子育て支援等の充実をさせるというのであれば、住みよい町になるだろうと。ただし、やはり通勤をする場合は、どうしても町内だけの通勤ではなくて近隣の自治体への通勤があると。その点では涌谷町の中心的なこの道が二つあるという利点、鉄道もあるという利便性があれば、ただし町民が言うには、町内に働き場がないということで外に出て古川、石巻、仙台に住んでしまうということが往々にあるわけで、その点ではそういう通勤するための助成を行うことによって周りの自治体への転出を防ぐという点では、大事な施策なのかなと思っております。

町長の答弁ございましたので、三つ目の空き家のリフォーム助成制度のほうに移りますが、これは小規模事業者にとっても仕事起こしができるような制度であります。管理不全空き家の対策の面では活用することはできませんが、空き家対策としては、まちづくりの一環として取り組むことができれば、申し分ないのではないかと私は考えているところであります。

その点ではいろんな福祉の分野でもバリアフリーとか、そういう工事の助成制度はあるのですが、空き家に特化したリフォーム助成制度というのはひとつ考えていかなければいけないというところではあります。その点では、まちづくりの一環として取り組むこと、小規模事業者との仕事起こし、この2面から考えるとですね、やはり利便性が一番いいのかなと思っているんですけども、その考えはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それではお答えさせていただきます。

1点目の町長の答弁のとおり、まだ今の段階では空き家対策ということで助成制度はございません。考え方としては、所有者の不動産の追加プラスになるだろうということもあって、その辺、考慮していかなきゃならないなと思っております。

ただ、問題となっているのは空き家が増えているということですので、現在、涌谷町での空き家対策に取り組んでおりますので、その中で考えていかなければならないことかなとは思っております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 私も空き家対策としては考えていかなきゃいけないと、課長が答弁されたとおりで私も思います。残念ながらちょっと管理不全空き家の対策というふうにはならないかもしれません。ですから、今ある空き家の一つのきっかけとして、購入してもらったり賃貸で活用してもらおうということは一つの大事なものだ。先ほど、私、まちづくりの一環と言いましたが、その点では少し検討していただければと思います。

時間が少なくなりましたので、地域交通システムのほうの質問に移らせていただきます。

(1) であります、これも人口減少、少子高齢化にかかってくるんですが、地域公共交通の利用というのは減少傾向にありまして、交通事業者の独立採算では維持することが非常に困難となった地域が多くなっています。少子高齢化の進展によって運転免許の返納、そういう話もありました。その返納後の移動手段が求められるなど地域公共交通の必要性は高まっているところであります。このための住民の移動手段の確保については、地方自治体の役割はますます大きくなっております。

ここで質問するのですが、現在、涌谷町の町民バスの運行についてであります、利用者皆さん、町民の皆さんのもしかしたら苦情があるかもしれません。また相談があるか何うものであります。

二つ目であります。これも私が以前から提案をしまいましたが、予約制乗合タクシー、いわゆるデマンド交通であります。玄関から玄関まで乗客を運ぶ、そういった交通システムであります、先ほど1番議員から法定協議会を立ち上げておりますが、実施の考えについてお聞きするものであります。

三つ目であります。三つ目は、町民バスに代わる取組としてタクシーを利用した場合、このかかる運賃の一部を助成するタクシー利用助成制度、この事業についても町の考えを伺って質問いたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 先ほど、質問者が大綱1点目の中で遠距離通勤の場合の助成とか、それから空き家のことをおっしゃいました。質問者は、話すと時間が経過しますので、私のほうから求められておりませんがあえてその考え方をちょっとだけ申し上げます。

先ほど通勤に関する助成といいますのは、最近、今、こども園でまた子供が少なくなっているということもありますけれども、ここ数年、出生数が増加した傾向がございます。というのは、子供を産んでも職場がしっかりと待っていると、安定した職場が待っているということで子供を産んでもこれまでと変わりなく仕事ができる。役場ではそのような環境を常につくるように心がけておりますけれども、一般社会の中でもそういったような傾向が出てきていると。

ですから、例えば結婚を機にこっちに来たときに、やはり仙台方面に勤めたいということもありますと、やはりそういったようなことが必要なかなと思っておりますので、私なりにそういったような考えがございますのであえて考えてみたいなということを申し上げました。

また、空き家問題という面も捉えますと、やはり私は常にお祭りのようなにぎわいを求めているんですけれども、やはりにぎわいをつくるため人がいなければならないので、様々なことを言って何もしないという、せっかくのうちも駄目になってしまいますので、そういったようなところをどのように調整したら活用できるのかなということもございますので、資本力の少ない若い人たちに特に活用していただくような考え方というものやはり大事になってくると。もしかしたらそういったようなことが涌谷町としての移住定住のメインの一つ

になってくるんじゃないのかという思いもありますので、あえて答弁させていただきます。

それで、大綱2の2点の話でございますけれども、利用しやすい町民の地域交通の実現をとということでございます。涌谷町の町民バスの運行についての利用者からの相談はあるのかという質問もございました。

町民バスに関しましては、先ほどの質問の中でも触れられておりましたけれども、運行に係るご意見であったり、利用するバスの相談であったり、数多くはございませんがそういったような事実はございます。

また、社会福祉協議会においては、利用に合ったマイ時刻表を作成する事業を実施していただいておりますが、利用するバスに関する相談を受けていただいているものと承知しております。

また、地域公共交通計画策定に当たりまして、アンケートや実利用者への聞き取り調査、関係機関への調査を行っており、課題等の把握に進めているところでございます。

2点目の予約制乗合バスの運行についての考えは、あるいは3点目の町民バスに代わるタクシーを利用したとき、運賃の一部を助成するタクシー利用助成事業の考えはどの質問でございます。これも先ほど午前中の質問でもありましたけれども、公共交通に対する課題につきましては様々あり、その解決方法の一つとして予約制乗合タクシー、いわゆるデマンド交通やタクシー助成等も考えられますが、涌谷に合った地域公共交通施策につきましては、今後策定する地域公共交通計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、議員皆様のさらなるご助言とご指導をお願い申し上げまして、まずは第1点目の私からの答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 再度質問しますが、（1）と（2）、一緒になってしまいますが、議長よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

町長から答弁をいただきました。今、法定協議会を立ち上げていて協議をしていると思われませんが、私は、予約制乗合タクシー、デマンド交通の提案といいますが、議会としてもそういう話題がなったことがあります。その中で町民の皆さんから時刻の問題とか、便の問題、またバスの大きさ、もう少し小さいのでいいのでないかとかいろんな提案があると思うんですね。デマンド交通もそうなんですけれども、そういった点では法定協議会の中身の話というのはどんな状況になっているのか、もし話せるものがあれば伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それではお答えさせていただきます。

地域公共交通会議につきましては、現在、アンケートを取っている最中で、次が12月末頃に開催する予定にはなっておりますけれども、アンケートの集計を行った結果について報告をいただき、その中で次に向けてバスというか、適正な地域公共交通の在り方ということをもとめていく予定となっております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） そうしますと、その後の運行形態とか、町民バスですけれども、多分時間の問題とか停留所の問題とか、いろんな様々なものが出てくると思うんですね。今、アンケートを取っているということでしたから。

この予約制乗合タクシーの話題というのは、特に何か出てきたわけじゃないのか、ちょっとその検証はされているのかどうかも伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それではお答えします。

当然、公共交通会議の中ではバスがいいのか、デマンドがいいのか、それに代わるものがあるのかということ、これから話し合っていくということになっておりますけれども、デマンドについても話の俎上にはのっております。

ただ、昨年ですけれども、大崎広域の研修会、議員も行っていただいた方、多数いらっしゃるかと思いますけれども、名古屋の加藤先生がお話しした際には、デマンドが全てじゃないよということもおっしゃっておりますので、その辺も加味しながら考えていきたいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 実は私もそのデマンド交通の在り方っていうのは、県内でも大分デマンド交通が増えてきたと、実施しているところが増えている。

ただ、実施してきた中でもいろいろと不具合が出てきているということが話の中に出てきているということで、これも（3）に入ってしまうんですが、町民バスに代わる、デマンドに代わると言ったほうがいいのかもしれませんが、乗合デマンド交通、実はこれを調べたのは栗原市なんですけれども、栗原市では今年の3月29日でデマンド交通は終了しているんですね。今年の4月1日からタクシーを利用した際に運賃の一部を助成する栗原市タクシー利用助成事業を実施しているということだったんですね。そのほかに今年7月から栗原市では介護タクシーも利用できるということになったということなんです。ですから、このタクシー運賃から利用者負担を、福祉タクシー全てが使えるわけではないんですけれども、介護タクシーを使った場合に運賃以外のもの、介助する料金とか機材の使用料などは自己負担してもらうんですけれども、それ以外はタクシー券で利用可能だというふうなのが栗原市のようにあります。

ですから、介護タクシーも利用できるとなれば少し使い勝手がいいし、デマンド交通ともまた違う。そういった取組を行っているんですね。タクシー運賃、一月8回までタクシー料金を、8枚ですから8回、8枚分を交付するとなっているそうでもあります。申請が必要なんですけれども、タクシー利用券の交付申請書というのを申請して交付されるというような事業を新たに始めたということですから、その点では一つの法定協議会の中でも話題になるかと思いますが、その点、町長の考え、タクシー利用助成、いわゆるデマンド、町民バスに代わる新しい制度の検討というのを少し視野に入れていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） タクシーというのは、昔からお金はかかりますけれども使い勝手がいいということで、私たちが飲んだときには、特に私なんかは一番遠いところから来ているものですから、やはり飲んだ後の代行とか、そういったようなものが皆さんご案内のように、非常に会社として少なくなってきております。特にタクシー会社は今、1社しかない。

そういった中で、午前中から質問ございました中で、やはり公共交通の在り方というものを考えてみますと、やはりもっともっと柔軟に、町民バスの利用というのはこの5年間で40%ぐらいなんか減ってきておるんですよ。ですが、それは単に人口、高齢者の人口が減ったとか、そういったようなことだけではない減り方でございますから、やはり別な足の確保というのは迫られているのではないのかなと思っております。

そういった中で、夜のほうの送迎なども家族代行というのは年々高齢化に伴って難しくなってきております中

で、やはり対応してくれる業者さんがいないということになりますと、そういった面でもしかしたら地方自治体においての足の確保というのは、そういったような交通面での企業の育成とかにもつながってくるのではないかなど。そういったようなことをしないと対応が難しいのは事実でございますので、そういった面からも考えてみなければならないということになってこようかと思えます。

そういった中で、新たな公共交通の在り方というのは今、模索中ということでございますけれども、一般質問の冒頭で申し上げましたけれども、非常に私自身ももっと早く、しかも内容の濃い正確なものができないのかなという無理強いに近いような思いを持っておりますけれども、ですから、こういったような議論をできるだけ集約できるように議会の皆様と既に同時進行でやっていただくと、よりよい答えの見つけ方があるのではないかなど、そういったような個人的な考えも冒頭に申し上げさせていただきましたけれども、そういったタクシー会社を育成するというような面も関わってまいりますので、そして、財政的にそういった足の確保というものに財源を充て込んでいくということになろうかと思えますので、そういったような点から、マイナス思考じゃなくて、それによってどのような経済効果が生まれるかということも視野に入れながら考えていかなければなりませんので、ご指導をお願いしたいということはそういうことでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 答弁にあったように、全てこれがというわけではないんですが、やっぱり新規参入する企業というか、新たにタクシー会社が、タクシーをやるような業者が出てくるという可能性もないわけでありませぬ。そしてまた、このタクシー助成は利用者さんには一律500円は負担していただくと。残りはタクシー券で賄うと。そういう町民の足の確保をするということとなると思えます。その点では大事な事業だと思えますので考えていただければと思えます。

あと、私、栗原市の受け売りをやっているわけじゃないんですが、栗原市の行政が、宝島社が発行する田舎暮らしの本で4年連続でベストスリーにランクインをするというようなことになっていると。行政はどんなことを言っているか、この評価の大きな要因が子育て支援策の充実にあるということを行政側、栗原市が言っているんですね。ですから、涌谷町も独自の子育て支援を進め、そして、まちづくりを進めることによってこの栗原市に負けぬような事業としてやっていただければと思うんですけれども、最後、町長いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雄君） 独自性というのは、私の場合は職員の皆さんと一緒に考えることができますけれども、やはりもっともっと短期間で効率よく前に進みたいという思いがございますので、そういった中で、簡単に言えばいいものはすぐにいただくという姿勢で、なおかつそこに涌谷らしさを出していきたいというふうに思っておりますので、何とか前進したいという気持ちしかございませんので、そういったようなことで、様々なご提言をこういったような一般質問だけでなくてふだんの中から積み上げていただきたいなど、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（「終わります」の声あり）

○議長（大泉 治君） ご苦勞さまでございました。

次に、2番二上光子君、登壇願います。

〔2番 二上光子君登壇〕

○2番（二上光子君） 2番二上光子でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問項目1といたしまして、子育て支援の環境整備について伺います。

1、安心の就学へ5歳児健診の体制整備を。乳幼児健診は、これまで母子保健法で義務化されている1歳6か月児健診と3歳児健診に加えまして、3か月から6か月、9か月から11か月も国の財政支援の対象になっていますが、5歳児は対象外のため、2021年度時点で実施の市区町村は全体の15%でした。小学校入学前の就学時健診もごさいますが、就学までの期間が短く支援が困難です。

また、子供の成長に不安を感じているが、一人で抱えてしまう保護者も多くおります。我が子の特性を理解し、関わり方など保護者が専門家に相談できる場として5歳児健診と実施後のフォローアップ体制の充実が重要と考えます。

要旨2点目に、不登校への支援対策、COCOLOプランの取組についてです。

小中学校の不登校の児童生徒は11年連続で増加し、過去最多となる34万6,000人と報告されました。文部科学省は令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で今すぐできることから実現していこうとCOCOLOプランを発表いたしました。

不登校を否定的に捉える見方を変えていく粘り強い取組が求められます。子育て支援の環境整備について当町の見解をお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、質問項目1の子育て支援の環境整備についてということで、安心の就学へ、5歳児健診の体制整備をとのご質問をいただきました。

母子健康法で義務付けられている1歳6か月児と3歳児の健診はこれまでも実施されておりますが、ご質問の5歳児健診につきましては、任意の健診と位置付けられております。

国からは、今まで3歳児健診後は就学時健診まで健診がなかったことや、5歳児に対して健診を行い子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた支援を行うとともに、健康の保持及び増進を図ることを目的とし、実施の推進について通知が来ております。

実施に当たりましては、専門医師の確保や健診後の受入態勢の整備及び専門医療機関との調整等が必要であることから、今後、近隣の市町村の動向も見ながら検討をしていく考えでございます。

ここに様々な表現できかねるような事例もございますけれども、私も英語教育と同じようにできるだけ早い時期に何らかの症状が発見されて、それを最小限に抑えてすばらしい人生を歩むためにも必要なかなと思っております。

○議長（大泉 治君） 教育長、登壇願います。

〔教育委員会教育長 柴 有司君登壇〕

○教育委員会教育長（柴 有司君） 2番二上議員の一般質問にお答えいたします。

2点目の不登校への支援対策、COCOLOプランの取組についてのご質問でございますが、議員がお話しされたCOCOLOプランにつきましては、近年の不登校児童生徒の増加を受けて令和5年3月に文部科学省が、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として取りまとめたプランと認識しております。

そのプラン、一つ目は不登校児童生徒の学びの場の確保及び学べる環境の整備、二つ目は小さなSOSを見逃さずチーム学校で支援、三つ目として学校をみんなが安心して学べる場所にする、この三つを柱として不登校対策に取り組むよう通知されております。

当町における児童生徒の不登校対策でございますが、各学校におきましてチーム学校での支援として、保護者の皆様や関係機関と連携を密にしながら児童生徒一人一人に寄り添った対応及び支援を行っているほか、別室登校を希望する児童生徒用に教室等を設けて、児童生徒が通いやすい環境づくりに努めるなど取組を行っております。

教育委員会としての取組でございますが、学校に足が向かない児童生徒の学びの場といたしましては、平成30年度からわくや子どもの心のケアハウス、通称コンパスを開設しており、今年度も10名の児童生徒が登録しております。

コンパスでは、元教員のスタッフが児童生徒の学習支援等を行っているほか、タブレットを活用して学校とオンラインでつなぎ授業の様子を共有するなど、学校とつながりを持てるような活動を実施しております。その成果もあり学校に通えるようになった児童生徒もいるという報告も受けております。

また、心の支援といたしましては、各学校に1名ずつスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者との相談、カウンセリングを行っているほか、スクールソーシャルワーカーが各校を巡回訪問し、支援が必要な児童生徒、家庭に対して福祉的な見地から問題解決に向け関係機関と連携を図っているところであります。

このような取組のほか、新たな不登校児童生徒の抑制に係る未然防止の取組といたしまして、令和5年度から宮城県の事業であります。みやぎ「魅力ある・行きたくなる」学校づくり推進事業に手を挙げ、新たな不登校児童生徒を生み出さないよう取り組んでいるところでございます。

なお、中学校では新規の不登校生徒数が令和5年度から減少しており、少しずつではありますが事業の成果が現われていると思われまます。今後も学校、関係機関、教育委員会が一体となって一人でも不登校の児童生徒が減少するよう、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上、二上議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。

5歳児健診の体制整備について2回目の質問をさせていただきます。

こども家庭庁は、来年度から5歳児健診の普及のために実施する市区町村へ、健診に必要な医師らを確保する費用や研修費を助成して、健診補助額として一人当たり上限3,000円から5,000円に引き上げる必要経費が計上されました。

国立成育医療研究センターの小枝達也副院長は、5歳児健診の意義について、5歳児は言語の理解能力や社会性が高まり、個々の発達の特徴が認知されやすい時期で、落ちつきがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つ子供たちは、小学校への就学後に環境に適應できず、不登校になったり問題行動を起こしてしまったりすることが少なくない。5歳児健診によって発達の特徴に早期に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級でも問題なく学べるようになる。子供と保護者が安心して就学を迎えるためにも5歳児健診は重要である。実際にこの5歳児健診を導入した自治体では、不登校が減ったと

いう研究成果が報告されています。当町の見解をお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 当町におきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、現在、2か月児健診であったり4か月児健診、あとは7か月の離乳食相談、8か月から9か月児の健診、2歳2か月児の育児相談、あとは義務的なものである1歳6か月児健診と3歳児健診、それとあと2歳6か月児の歯科健診及び3歳から5歳児に実施しております元気モリモリ食育セミナーやピッカピカ教室、あと4歳児、5歳児に行うフッ化物の洗口事業など、様々な健診や事業等を行っておるところでございます。

国のほうでは令和10年までに100%の5歳児健診の実施を目指すというふうなことにしておりますが、現在、保育施設であったり保育士であったり、そういったところでの関わりというのは常に持って健診等を実施しておるところでございます。なので、現時点では5歳児健診の緊急性というものは、ちょっと考えられないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 先ほどもお話をさせていただいたんですが、5歳児になりますと、実は発達障害といった特性が認知されやすいということをお話しさせていただいたんですが、これが顕著にあらわれるのが実は5歳頃になります。そして、就学時健診が終わって小学校に入学するまでの時間はすごく短いですが、この5歳児健診をすることによって、障害に対しての支援が専門の方々のご意見等も協力も必要になるんですけども、そちらの方々の支援により、通常の学級に発達障害が、軽度の発達障害があったとしても、健診後のフォローアップ体制によって通常学級でも対応できるような、そういった早期な発見ができるという事例がございます。

宮城県内でも5歳児健診をしている自治体が何か所かございますが、病院等、または先生の確保等、あとまたソーシャルワーカーとか、そういった福祉、心理士の方々の協力を得なければなりません、先ほどもお話ししましたように助成制度が盛り込まれております。ぜひとも国の制度を活用してこの広域な協力体制の構築でぜひ導入を検討していただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 現在の5歳児健診の課題となっている部分に関しては、5歳児健診を行ったとしまして小児精神発達を見られる小児科医であったり、心理士であったり、専門職の確保、また発達障害の疑いであったり病院の紹介になった場合の専門医療機関の確保というのが全国的に多分問題になっておるとおられます。そういった整備も今後、整備をしていくことが必要となると思いますので、国でします令和10年度に向けて体制を整えていくような形で検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 5歳児健診は、なかなかその全国的な展開の中でも難しいという今、課長のお話でしたが、1番は、アンケート調査の中で報告の内容にあったんですけども、やはり専門分野の医師の確保であったり心理士等の確保が難しいというお話も載っておりました。その中で、広域な、涌谷町にしなければ県内とか、そういった方々の協力を得ながら何とかできないものかなと考えております。

実はこの発達障害といったものは、事例としますと、小さい時期に障害の有無が発見されたときに、気づいたときに、特性に沿った支援をした際に本当に通常のように戻るのでんですけども、2次障害というのがあります。

て、その支援の仕方が変わったばかりに障害が重くなるという、そういう発達障害の特性がございます。そちらに対して早期に気づくという分野でこの5歳児健診がすごく重要になってくると思うのですが、涌谷町独自で5歳児健診をするというのは難しいということでもよろしいでしょうか。町長、よろしいですか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 国が助成してまで令和10年度まで100%実施するよというような数値がある中で、これは非常に重要なことだと認識しております。

といいますのも、私どもが小さい頃はよく比較されて幼い子供とかというように形で片づけられてきました。そういった中で、もしそういうときに適切な手当ができるのであれば、やはり欠点と思われるところを少しでも少なくして長所を伸ばしていただくという中で、それぞれの個性がある自立した人というのが形成されるのではないかなと私自身、そういうふうに思っております。

発達障害といっても様々な状況があるように認識しておりますけれども、学問的な対応はすこぶるいいんだけど社会性がなかったりとか、そういったような面で本当にとどのつまりで苦勞される方がいっぱいいらっしゃるのも現実でございますし、私の身内の中でもそういうのはいっぱいあります。

ですから、国がそこに気づいてやるべきだというのであれば、それはそのようにするほうが、やるんだったら早いほうが良いと思っておりますけれども、先ほど健康課長が言ったように、専門性といいますと、そこが難しいんですね。形だけ健診しました。そして、ちょっと問題がありますと言ってもその時点で終わってしまってそれが専門的な治療、あるいは診療してくれるところに当てはまらないと、変に分かったふりしてやられると症状が悪化すると。要するに個人が激しく反発するということもありますので、私はそういったようなことが、お金の問題よりもそっちのほうの問題が大きいのだらうと思っております。

ですから、そういったような環境整備がどこまでこの涌谷町の近隣においてできているかということをもまずしっかりとリサーチして、対応ができるのであれば、それはそういう技術的な面で困難となっておりますので、そういったような対応は令和10年でやるということであれば、7年であろうと、8年であろうと前倒しでやるべきではないのかなと、そのように思っております。

ですから、そういったような専門性というのが、私は自称専門家でありますというのは余り信じたくないんですね。やはり実績としてそういう先生とかいらっしゃれば、そこにつながりを求めてやれば良いなと思っておりますので、私としてはその程度の考えしかお示しできませんけれども、何か調査の仕方とか対応の仕方があるのか、結構増えているような、そんな感じがしますので、それはせっかく少子化の中で生まれてきた子供さんが有意義な人生を送るためにも、対応できるのであれば対応したいと思っております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。町長よりお話がありましたとおり、国の制度を活用いたしましてそういった協力体制等が構築されましたら、早期の導入を望みたいと思います。

次に、不登校への支援対策の取組についての2回目の質問とさせていただきます。

先ほど教育長のほうからお話をいただきましたとおり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置がされていると伺って安心したところでございます。

子供たちの自己肯定感を育むためにとの実は公明党の提言内容が多く盛り込まれたのが、このCOCOLOブ

ランになります。先ほどの教育長のお話の中で、いろんな方々の協力を得ながら中学生の方は不登校が減ったという話を伺いました。この中ですぐに行える内容の中で、保護者の会の設置というのが地域によって状況が様々と聞いていますが、当町の対応はどのようになっておりますか、お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それではお答えいたします。

当町におきましては、保護者の会の設置につきましては、特段、現在は行っていないところでございます。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 不登校の子供を支援していく上で保護者を支援していくことはすごく重要なことだと思うんですが、多分保護者の方、横のつながりもなく一人で抱え込まないような体制整備が求められると思います。全国でもいろんなところで保護者の会があるんですけども、誰でも自由に参加できるような保護者の会として、先ほど教育長よりお話しあったスクールカウンセラーの方であったり、スクールソーシャルワーカーの方がその会に参加をさせていただいて、その保護者の支援にも早急な対応をしていただくという、それがCOCOLOプランの中にも含まれているかと思います。不登校の児童生徒を支援するだけでなく、保護者の方も支援していくという流れがこのCOCOLOプランの中に反映されておりますので、そちらについてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育委員会教育長（柴 有司君） 議員おっしゃるとおり、不登校等の課題を抱えたお子さんをお持ちの保護者の方は、話す場所がなかったりどんな相談をするんだといつも悩んでいらっしゃるかと思います。現状は、それぞれ学校のスクールカウンセラーだったり、スクールソーシャルワーカーと個々の保護者とのつながりは当町でもあるんですけども、議員おっしゃるような保護者の会としての横のつながり、同じ悩みを持つ保護者の方というのは現状やっております。

今、お話を聞いてそういう場を設定することも可能なのかなと。例えばコンパスという心のケアハウスがあるんですが、そこにも保護者の方は教員に相談に見えたりしていますし、スクールソーシャルワーカーの方もそこにケース会議などで入っていますので、そういう場所を広く話をして進めていくというのもあるのかなというふうに今、お話を聞いて思いました。検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ぜひ一人で悩んでいる保護者の皆さんがいるということをお話を伺っておりますので、ぜひとも早急に対応をお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 2番に入る前に休憩いたします。再開は2時15分といたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

一般質問を続けます。

2番二上光子君。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 2番二上光子でございます。質問項目2のワクチン接種の助成制度について質問させていただきます。

定期接種となる带状疱疹ワクチンの接種助成の考えを伺います。3月定例会の一般質問において、带状疱疹は重症化した際、一旦損傷した細胞の再生は困難で痛みを伴う症状が長引くことをお伝えしたところ、町長より定期接種化や近隣自治体の動向を注視いたしますとのご回答をいただきました。来年度に定期接種化が決まりまして、近隣自治体では栗原市、富谷市、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町まで進んでおります。町民の皆様の命と生活を守る支援体制として、重症化予防のための助成制度をぜひ涌谷町独自に導入の考えがございますでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤积雄君登壇〕

○町長（遠藤积雄君） 質問項目2のワクチン接種の助成制度について、定期接種となる带状疱疹ワクチンの接種助成の考えを伺うというご質問でございます。

带状疱疹は、この前、ご質問いただきましたけれども、水ぼうそうウイルスで発症し、生涯にわたって潜伏感染しているウイルスが加齢や免疫力の低下により再び活性化して発症すると言われており、50歳以上で発症率が高いとされております。

国において带状疱疹の予防接種につきましては定期接種にすべきか検討されております。現在は予防接種法に基づかない任意接種となっておりますが、接種費用は全額自己負担となっております。県内では、先ほど質問者がおっしゃいましたが、8市町村において助成を実施しているようでございます。

当町におきましては、今後も国の動向を注視していくとともに、定期接種になりましたら実施できるよう検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 前回の3月定例会と同じご返答をいただきました。近隣自治体も8か所、助成をしているところですが、定期接種化が決まってからということでもよろしかったでしょうか。定期接種が決まった時点でワクチン接種の助成を考えるということになりますね。承知しました。

それで、実はワクチン接種の助成制度についてちょっと報告等をさせていただきたいんですが、1点、議長よろしいでしょうか。

○議長（大泉 治君） はい。質問。

○2番（二上光子君） 質問ではないです。報告になります。

○議長（大泉 治君） 報告から質問に変えていく、向けて、報告だけですか。

○2番（二上光子君） そうですね。

○議長（大泉 治君） 報告だけですと、通告外になります。

○2番（二上光子君） ちょっと質問といいますか。よろしいでしょうか。

○議長（大泉 治君） 報告をして質問に向けていただければよろしいかと思います。

○2番（二上光子君） このワクチン接種の助成制度について、今、带状疱疹ワクチンの接種の件をお話しさせていただいたんですが、実は前回にHPVワクチン、子宮頸がんワクチン接種の質問もさせていただいた経緯がございましたので、そちらの経過の報告がございましたのでそちらをちょっとお話しさせていただきます。

実はこのキャッチアップ接種とHPVワクチンの接種期間が来年の3月31日までということでお話を前回させていただいたんですが、このたび、法令の改正によりまして、接種期限が厚生科学審議会の予防接種ワクチン基本方針部会におきまして令和8年3月31日まで延長となりましたので、今後、こちらの周知等もぜひ徹底をしていただければと思います。周知等をしていただきたいと思いますので、ぜひ考えはございますでしょうか、お願いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 子宮頸がんワクチンにつきましては、これまでの使われなかった時期を考慮して延長をかけるということは報道で流れておりますので承知しております。その間に多くの方が接種を受けられて、そして、命を自ら救っていただければありがたいなと思っております。

この带状疱疹につきましては、定期接種になったらばということでもありますけれども、定期接種になるのは多分間違いないということでもありますから、町として予防接種をしていくということも多分言った以上、間違いないことになるとは思います。ただ、50歳以上という質問者のことでもありますけれども、特に症状を悪化したり緊急性が弱くなっているという意味での緊急性は65歳以上という認識を持っておりますので、65歳以上の方々にどのような接種方法になるか、おおむね5年ぐらいの接種になるか、10年ぐらいもつ長期の有効期間のある接種になるかは別としまして、65歳以上の方に対応していきたいと、そのように思っております。

高くても自分で接種したいという方がたくさんいらっしゃいますので、そういったような情報もありますので、対応できるものは対応していきたいと思っておりますけれども、65歳以上という形にしますと、非常に現実的に実行できるということもございますので、そういったような考えを持ちながら定期接種という国からの考え方を待っていると、そのような状態でございますので、早く朗報として町民の皆様につながっていくのではないのかなど、そんなふうに思っております。

またこの前、民間の先生、医師と話してきましたけれども、初期の段階で多分ワクチン、抗ウイルス剤だと思いますけれども、それを服用あるいは重症になってきた方は点滴によることで対応もできるということがございましたので、併せて、もしこのような議会でのやりとりを聞いていらっしゃる方がありましたら、初期の段階でどうもそういう形になったというときは、先生方の処方いただきながら抗ウイルス剤で対応していただきたいなど、そのことも併せてつなぎながら私からの答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 先ほどの内容については通告外ではございましたけれども、ワクチン接種の助成という意味で許可いたしました。

それで、HPV等についてのPRの方法はとっておられるのかという質問がございました。これについては健康課長のほうから答弁願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） すいませんが、延長の通知というのが、私のほうで確認しておりません。ですので、

課のほうで確認して、周知が必要であれば周知するような形にしていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 今、町長よりいろいろ説明をいただきました。带状疱疹ワクチンは72時間以内であれば、ワクチンを接種すると軽くなりますので、ぜひご家族等にそういった事例がございましたら、どうぞ早めの対応が重要かと思えます。

冬を迎えましてインフルエンザや脳疾患、心疾患が増える時期でもあります。安心して暮らせる医療の助成制度の拡充を望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでした。

次に、4番佐々木敏雄君、登壇願います。

〔4番 佐々木敏雄君登壇〕

○4番（佐々木敏雄君） 4番佐々木敏雄でございます。通告に従い一般質問を行います。

その前に、去る11月18日、22日、25日と財政再建計画の報告会が実施されました。3日間の説明会、大変お疲れさまでございました。もう少し多くの町民の方が出席されるのではないかと考えていましたが、期待外れの感がありましたが、取りあえず一区切りということで慰労の意を表したいと思えます。

それでは、一般質問の内容についてですが、議会懇談会も含めた町民の方々からの意見、要望などであり、急を要すると思われる事案を私なりにピックアップした内容の質問をさせていただきたいと思えます。

項目1として、町民安全安心のための対策として防犯カメラの設置の考えについてでございます。

最近、特殊詐欺グループによる犯罪や闇バイトによる強盗事件などが多発しております。それらの防犯の抑止・防止に防犯灯や防犯カメラの設置が有効であると考えております。

防犯灯は、今回舗装が予定されている新下町浦北線の要望があるようではございますが、それなりに町内全域にわたって設置されているものと思えますが、防犯カメラの設置についてはいまだないようでございます。以前に必要性があると話題になって管理面などの問題が解決できずに置き去りにになっているということも聞きましたが、事件などが発生した場合にもその解決手段として防犯カメラの利用は有効であると思えますが、それらの防犯カメラの設置の考えについてお伺いします。

設置するとすれば、その優先箇所等とか時期の考えがあれば、そちらも併せてお伺いしたいと思えます。もしないということであれば、その代替案なり、その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

1回目の質問です。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 委員におかれましては、3回以上に顔を出していただきまして大変ありがとうございます。議会と執行者の違いはありますが、やはり議員の皆さんにおいでいただきますと、どうやらほっとするものでございます。本当にありがとうございました。

それでは、質問項目1の町民の安心安全のための防犯カメラの設置についてというご質問でございます。

回答を申し上げる前に涌谷町内の過去3年の刑法犯罪数を見ますと、70件前後で推移しておりまして、その大半が窃盗ということになっております。また、全国的に振込詐欺や強盗事件が増加していることが連日、ニュ

ースで報道されております。

ご質問の回答といたしましては、防犯カメラの設置は犯罪の抑止や犯人逮捕のきっかけとなるものとなりますので、重要なものと認識しております。一方で、知らないうちに自分の画像が撮影され、その画像が利用されるのではないかとプライバシー侵害に関する懸念もごございます。設置するとなれば、通学路あるいは大きな交差点、駅前などが想定されますが、さきに述べましたことから、その設置時期というものは明記することは控えたいと、そのように思っております。

質問要旨2点目として、考えがないのであればその理由と代替策があるのかという質問でございます。

防犯カメラ設置につきましては、ただいま申し上げましたように、その防犯上の有効性から設置の考えがないということではございません。ただその前に、防犯上に大きな力を示している警察力と力を合わせ、何よりも防犯協会、あるいは防犯実働隊、交通指導隊、婦人防火交通安全クラブ、教育関係者、消防団、自主防災組織、自治会、そして議会の皆様など多くの皆様と協力しながら様々な防犯パトロールあるいは防犯キャンペーンなどを実施して、町民と一緒に防犯活動を行うのが最も有効なのではないのかと、そのように思っております。

さらに、その上に遠田警察署生活安全課あるいは交通課のご協力をいただきながら、シルバー安全安心教室を地域に出向いて実施したり、最近の犯罪の傾向や対策、交通安全の啓蒙にも努めているところでございます。

防犯事業におきましては、防犯カメラの設置とか代替策というレベルのものではなくて、真に犯罪が起これにくい町を目指して今後も遠田警察署や防犯協会と連携して、犯罪の少ないまちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように思っております。防犯カメラの設置は、このような一連の防犯活動の一助になるものという認識を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ただいま防犯協会等の団体に協力をもらって抑止というか、そのような活動を続けていきたいということでございますけれども、犯罪は、えてしてそういう方々がいないときに起きているわけでございまして、そういう時間帯の防犯あるいは抑止のためのカメラの設置と思います。

それで、プライバシーということもありますけれども、これは利用する方は非常に限定するものだと思っておりますけれども、そういうことを考えて当時、考えられたことも問題になって、話題になって考えたときもプライバシーとかそういう問題は出たんだと思っておりますけれども、カメラの性能とかそういうものも大分発達していますので、その辺の管理面ではかなり容易にもなっているのかなと、かなりそのプライバシーも保護されるような形で利用できるのではないかと思っておりますので、その辺の設置している当然、自治体もあるわけで、そのようなことを考えれば、もう浦谷でも夜間、人通りもかなり少ないところでもありますので防犯カメラの設置は必要じゃないかと思っておりますけれども、その辺の考えを再度伺います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 今回、本日、質問いただきました内容を踏まえて近隣の市町村に状況のほうを確認させていただきました。やはり先ほどの町長の答弁にもありましたように、プライバシーあるいは個人情報保護の観点から、行政で防犯カメラを設置することについて随分ナイーブなお話

をいただいたところでございます。やはり行政がカメラをつけると監視されているのではないかとか、そういった懸念を伝えられているところの情報もいただいたところでございました。

今回、防犯カメラの設置におきましては、防犯カメラの設置に関するガイドラインというものがございまして、やはり地域の皆さんのご了解をいただくこと、そういったことが全て記載されておまして、あくまでもプライバシーを十分配慮というところがうたわれているところでございます。

そういった観点も含めまして防犯カメラの設置よりも、先ほど言いました関係団体の協力をいただきながら防犯協会などいろんなところで声をかけていただいて、お互いに監視をしていただく環境づくり、そういったもののほうが大事かと思っております。以上で終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと確認しますけれども、近隣の自治体では設置していないと答えられたのか、ちょっとそこを確認と。

それから、いろんな団体の方々に協力をもらって声がけなり巡視なりしていただくことは、私は非常にいいことだと思いますけれども、ただ、犯罪を犯す方とか、そういう方々はそれ以外の方々が来てそういう犯罪を行っているわけですので、その辺はちょっとまた別角度から考えていただかないと、なかなかその辺の抑止にはつながらないと思うわけですが、その辺を再度、すぐに設置してほしいということ、早ければいいんですが、一応財政面とかそういうこともあるでしょうからその辺の検討も含めて将来的に設置をする方向性、その辺でも結構ですのでお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 具体的なちょっとお名前のほうは、近隣の市町村の名前はちょっと私、言いかねるところだったんですが、設置した近隣で1自治体のみ、一応対外的な施設として設置しているというところでお話をいただいたところでございます。ほかのところは、どちらかというと庁舎内の管理業務に対する防犯カメラというところでお話をいただいたところでございました。

あと、今、当町におきましてはいろんな特殊詐欺の兆候になる電話とか、そういった場合についても防災無線、あるいはすぐメールなどしてその地域の方々に周知をいただいて、お互いが監視し合って声をかけ合ってそういった対策を図らせていただいているというのが今の状況でございまして、こちらのほうをより充実させていきたいと考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） それでは、防犯カメラの設置はしないという結論ということでよろしいのでしょうか、それともそういう町民に説明なり、プライバシーとかという問題はどこで使うとなると、当然、公務員的な立場の人たちが使うわけですので、その辺のプライバシーの保護ということは十分に公務員法なりなんなりで規制されているわけですので、その辺は余り私は心配しないわけですが、町民の理解を得る、そういうことが一番大切かと思いますが、近い将来、設置をすると、そういう検討をするということであれば、そういう回答をいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。町長、もしそういう内容のこと、お願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 先ほど防犯活動の一助として防犯カメラと申しますか、それが大事であろうということで申し上げました。ですから、設置しないというのではなくて、そういった防犯活動の延長線上にカメラの設置というのが考えざるを得ないし、考えなければならぬと、そのように思っております。

といいましても、町内、ご案内のように、全部のところを全部をクリアするようなのは大それた、とんでもないことになると申しますけれども、まずはどういうところに設置すると効率のよい防犯活動ができるのかなどといったようなことの視点に立って、公開するわけにはいきませんが、何となく設置してしまうというような形になるのかなどと思いますが、これは警察とか防犯実働隊とか、そういったような方々のご意見を聞きながら、今、質問者が言ったように、日頃の延長線上に自分たちの活動、時間外の状況とか、あるいは人の様々な出入りの中でこういったようなことに不安があるという、そういうことを聞きながら効率のいい形の中で台数設置、財政的には大きくならざるを得ないので、まずそういったようなことを、プライバシーの問題等もありますけれども、それを参酌しながら問題・課題はできるだけ少なくして有効性があるのを大きくするというような形の中で当然、考えていくべきものと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 時代とともにということでしょうけれども、すぐにでも取付けなければいけないような状況になるのではないかと予測しているわけで、ぜひそういう対応をお願いできればと思います。

それでは、質問項目2に移りますけれども、さくらんぼこども園の避難路整備と園路確保についてお伺いします。

避難所であるさくらんぼこども園は、過去に水害で孤立した経緯があり、その解決策として避難所からの迂回路整備の必要性が話題になったことはご案内のとおりであります。またさくらんぼこども園は令和8年度から統合することになっており、涌谷幼稚園あるいは南幼稚園、箕岳幼稚園を利用している園児の通園にもなるわけであります。

現状の通園路では冠水対策が解決されないと孤立の不安が残り、さくらんぼこども園を利用する保護者の方々がちゅうちょすることにもなりかねないと思います。災害はいつ発生するか分かりませんが、避難路の計画についての考えをお伺いしておきます。計画があるのであれば、タイムスケジュールなどもお聞かせいただきたいと思っております。

2番目としてさくらんぼこども園への通園に堤防を通過しておりますが、町道追波北線を通っているわけですが、そこは結構送迎車両が多く、送迎車両のみならず、通勤の車両も多く利用されています。この道路は路幅が狭く交差が困難で危険な状態ですが、拡幅するというような予定なり計画はあるのでしょうか。お伺いしておきます。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔君登壇〕

○町長（遠藤 稔君） さくらんぼこども園避難路整備と通園路確保についての質問でございました。

まずは、さくらんぼこども園が水害の際には孤立したという事実がございます。前の上谷地の前の区長さんのほうからも、避難路としての在り方として疑問をいただいております。そういった中で地元の只野議員、佐々木みさ子議員からも多くの心配をいただいております。

この解決策の検討につきましては、さきの議会での一般質問を受けまして、さくらんぼこども園の西側にある町道追波流山線の整備を検討するために現地の状況を確認いたしました。やはり現実的には整備が可能な状況とは言えない状況でございました。

また、東側の農道永根線のかさ上げについても検討いたしました。多くの課題があることは認識してきたところでございますが、道路が冠水したという理由の一つであります上町の用排水機場が水没したということに鑑みて、排水機能が失われないように作業員の安全確保と操作盤の水没を防ぐことで、排水機能を維持することはできないかというような3点にわたっての検討をしてきたところでございます。

そういった中で、今後、それぞれの費用額と効果というものを見比べながらこれは対応しなければならないと、そのように考えております。

質問要旨の2点目でございますけれども、さくらんぼこども園の通園時に堤防の通るところの堤防の拡幅というご質問でございますが、まずさくらんぼこども園の通園経路におきましては、以前より年度当初に園のほうから保護者の皆様に向けて、堤防の道路は通らずに県道等の広い安全な道路を通行していただくようお願いしております。既に周知されている状況でもありますので、引き続き保護者の皆様、要は安全で道路幅の広い道路を選んで通行していただきたいと、そのように考えております。

なお、堤防道路の拡幅につきましては、徐行することで交差が可能という程度の幅員であり、ただいま申し上げましたように、近くに2車線の道路もあることから現時点では予定しているところではございません。今後もしさくらんぼこども園の通園において安全な環境が確保できるよう、引き続き保護者の皆様のご協力をいただきながら対応してまいりたいと、そのように考えております。以上、1点目でございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 避難路ですが、確かに昔、永根線ですか、昔、郡道と呼ばれたところのことを説明されたんだと思うんですが、そこもなかなか整備は難しいということと、それから排水をきちんとすれば問題ないんじゃないかという検討をされたということを知りましたが、やはり二段構えではないですけども、排水も当然、することは必要ですが、万が一のためにも堤防から、固有名詞を出しますけれども片倉製材所さん辺りから園までのかさ上げ道路とか、そういうことは私は必要ではないかと考えておりますが、これは当然、災害対策でもあり、スクールゾーンというか、通学路にもなるわけですので、その辺は財源的にもいろいろなメニューを取りそろえてあるものと思われまので、ぜひその辺は統合の令和8年度には間に合わないとしても、近い将来にそのような安全な道路を整備しておく必要があると思っておりますが、再度お伺いします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 今回、お話ししました避難所としてのところでご質問をいただきましたが、避難所の避難路ということで、先ほどありました令和3年12月、あるいは令和4年9月にも当時の涌澤議員のほうから避難路の整備ということでお話をいただきましたが、そのときに西側の林道については難しいと、技術的なもの、あるいは予算的なものということで難しいだろうと。そのときの答弁におきましても、この農道永根線、こちらのほうの整備が現実的であろうという回答をさせていただいたところでございます。

今回、町長が先ほど述べましたように、排水対策を、上町の排水機場の機能を維持できるようにということと、

当時の回答には国土交通省のポンプを使いながら排水対策をきちんと進めることが、そういう形で対策を講じるといふことでのご回答をさせていただいているところがございます。今回、先ほどありましたように、それぞれの費用と効果を比べながら対応して検討してまいるといふ形で現在行っているところがございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 当時は当時、検討されたのは結構だと思いますけれども、町道永根線の検討をしたということですが、その検討の結果はどうだったか、その辺は費用対効果というか、そういうところの検討だけでとどまっているものなのか、将来的にそのようなものを造るといふ結論が出てまだできていないのか、その辺はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

排水の機能を充実させるということは大変私もいいことだと思いますけれども、ただ1回でも冠水してしまっているということになれば、今後、絶対にそういうことはないとは証明できないわけですので、やはりそこは2段、3段の対策、ましてや今度、幼稚園も来るわけですので、その辺の保護者の方々の安心感にもつながるわけですのでその辺の整備はきちっとされるべきだと思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 検討したかしないか、検討はしました。ですが、それで例えばかさ上げとかをやりましようということには、はっきり言ってそのような結論は出しておりません。ですが、今回町として唯一の幼稚園であり保育所であるこども園ができる予定ということでございますので、また、質問者が言ったとおり、付加価値というのがまた違ってきております。ですから、どうせお金をかけるのであれば、西のほうの道路でなくて、一般の人たちが通常に利用するという三つの面を併せますと、どうしてもあそこのかさ上げというのは、当然、現実的に必要であろうと、そういう認識を持っております。

ですが、そこで道路の西側にかさ上げしますと、のり肩といいますか、広く取る必要もありますので、できるだけ地権者の人たちに影響の少ない、なおかつ協力を得られるような形という現実的な問題が出ておりますので、計画としてそういう方向に進むのが当然であろうと思っています。

ですから、地元の議員さんのみならず、面識のある方々には用地買収等々になってくると、まずは計画をしっかり立ててどこをどのようにすれば最も経済効率上、よいのかというのを検討させていただいて、その上で相手のある地権者の皆様とのご協議をお願いしながら協力を仰ぐと、そのような形になろうかと思っております。地権者がありますと、思ったように進まないというのが常でございますけれども、本当を言えば開園に間に合わせたいというのが本音でございますけれども、そこはご容赦いただきながらできるだけ早い時期に、まずはこの前の程度の水害があっても道路は確保されるという形にしていきたいなど、そういう考えは持っておりますので、本格的な検討というのは、ただいま申し上げましたようにこれからということでご容赦いただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 私が先ほど言ったように、町道永根線ですか、片倉さんのところから幼稚園までの間のかさ上げが一番経費もかからなくて有効じゃないかと思っておりますので、ぜひその検討なり整備の計画を早めにお伺いしたいところがございます。

そこで、2番目に移りますけれども、そこで、2番目の件ですが、先ほど、県道を通っての町道蔵人沖名線で

すか、そこを通過して幼稚園に行くという保護者の方に通知なりお願いをしているということですが、万が一、水害になったときはそこも当然、水没してしまう道路でございますので、今使っている狭い堤防の上の道路、町道追波北線ですか、そここのところを整備して幼稚園に行くように、それから片倉さんのところもかさ上げしていけば、安全に町のほうからでも通園なり避難なりができるかなと私も思っておりますので、その辺の考え方もお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 町道追波北線について私のほうからお答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるように、水害の際には高いところを通過していくのが安全かと思えます。ただし、現在の道路の幅員ですが、4メートル程度でございますけれども、これを改良するという事になると、単純に倍ぐらいには広げないといけないのかなと思えます。通ってみると分かると思うんですが、1か所、高くなっているところがあると思えますけれども、それは上町の樋管の入れ替えした箇所でございます。国土交通省で整備をするということで協議させていただきますと、完成堤の高さにするよという事で指導があると思えます。その高さが今1段高くなっているところの高さでございますので、全部その高さにそろえていくとなると、沿線の方々への影響が大きくなると思えます。住宅であったり事業所であったりとか、そちらのほうまで用地協力といいますか、補償というか、そういったものも考えられます。

非常時はそちらを通過していただいても構わないんですが、先ほど町長が申し上げましたとおり、ふだんは県道涌谷田尻線と追波上谷崎線のほうを通過して通園していただくように幼稚園のほうからもお願いしております。

今回のご質問をいただいてちょっと確認したんですが、涌谷橋左岸、清浄院のところからさくらんぼこども園まで主に3ルートあります。今、佐々木議員がおっしゃった追波北線を通って堤防の上をずっと行ってさくらんぼこども園まで行くルート、これが一番最短でございますけれども、県道を回った際でございますが、これで約20秒ほど時間として多くかかります。あともう1本は、もう少し下郡方面に行きましてさくらんぼこども園の正面に出る、田んぼの中を通るルートでございますが、こちらをいきますと、最短に比べて30秒ほど時間が多くかかる状況になっております。時間的には大きく変わらないことから、ふだん使いとしては今、大きな道路があるものですから、そちらのほうを利用していただきたいというのが現時点での考えでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） さくらんぼこども園の北線、町道追波北線は、できれば舗装なりも含めてしていただければ皆さんも、幼稚園に行く方々が通るだけじゃなく通勤でも通っているので、国土交通省との協議もあると思えますけれども、そのような整備も含めてお願いできればと思います。

現状については理解いたしましたので、もし可能であれば、その工事内容は私も分かりませんが、工事の仕方によっては買収とかしないですることができるのかもしれませんが、その辺も併せて検討していただければと思います。

それでは、項目の3番目、DXの推進について伺いたいと思いますが、自治体DXの推進計画は令和3年1月から令和8年3月までの期間でありまして、国県ではDX推進を積極的に行っておりますが、当町ではなかなか進んでいないというような状況のようでございます。デジタル庁の公表データでは、12月1日現在でマイナンバーカードの利用可能自治体が、住民票も含めて使えるようになっている自治体、宮城県内では35自治体あ

るわけですが、そのうち25団体が利用可能というようなところで、7割以上の自治体が利用をされているという状況でございます。

それから、マイナンバーカードの交付状況については、当町では令和5年1月末時点で45.9%、それから県内では登米市の41.5%が最も悪いパーセンテージになっていますけれども、登米市でも諸証明書のコンビニの交付等は実施されております。

そこで、当町では人口減少対策としてさきに一般質問もありましたが移住や定住などを推進しているわけですが、その方々が涌谷町がどういうところだと思ったときには何を基準にするかというところを考えた場合に、非常事態宣言は解除されましたけれども財政非常事態宣言をした町だとか、それからデジタル化が進んでいない町だとか、そういうようなことで判断する方々も多いと思われま。そういうことで、大分イメージが悪くなっているのではないかなと思っておりまして、そのようなイメージを払拭するためにもこのようなデジタル化を早速推進して、県内でも群を抜くようなデジタル化の推進を図るべきと考えておりますけれども、そのような近い将来は当然、諸証明書の交付は行うものと思っておりますけれども、そのスケジュール等をお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問項目の3点目、DX推進についてのご質問をいただいております。住民票等のコンビニ交付などの考えということでございますけれども、現在、当町におきましては、住民票等のコンビニ交付は、ご案内のように導入しておりません。令和5年総務課において県内市町村の導入状況を調査しましたところ、当町を含めて10市町村がまだコンビニ交付を導入しておらないということでございました。

さて、コンビニ交付を行うためには、住民情報システムや戸籍情報システムとの連携が必要になってまいります。これは地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、令和7年度中にガバメントクラウドを利用する標準化システムに更新する必要があるとございます。これらが正常に稼働することを確認した後にコンビニ交付の導入を行わなければ、現行システムと新システムの双方にシステム改修を行う二重投資となつてまいります。また、システム事業者からは、標準化への対応により業務量が著しく増加しており、コンビニ交付に対応するための技術者を用意することは難しいという話もいただいております。これらのことからコンビニ交付を導入するとしましても、その時期は令和9年度以降になるものと考えております。

なお、住民票や戸籍につきましては、広域交付の仕組みによりほかの自治体の窓口でも取得することが可能でございますので、これを周知活用しながら導入について検討していかなければならないと、そのように感じております。以上でございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） マイナンバーカードの保険証の利用が12月2日からいよいよ本格的にスタートしておりますが、マイナンバーカードの普及促進・利用の推進というその事業は、自治体のDX推進計画の中でも重点的な取組事項ということで通達なり何なりが来ているものと思っております。令和6年度から行政改革の一環として、またDX推進に向けてデジタル行政推進室を設置しておりますが、施政方針でも様々な地域課題と町民ニーズに対応できるよう努めると。そして、子供から高齢まで誰一人取り残さないデジタル化、生活の質の向上を

感できる住民本位の行政サービスを提供できるよう努めると、これは施政方針でもうたっているわけですが、それから8か月が過ぎてデジタル行政推進室の関わりというのがどうも見えづらい、どのような事業を行っているのかなというところが見えないというところもありまして、マイナンバーカードや諸証明の交付、それから町内、これは出先機関とのLANの構築、そういうことも当然、出てくるものと思いますけれども、現体制というのはデジタル行政推進室がどのような関わりを持って推し進めているのか。

それから、もしできていないのであれば、どのような体制を組んでいこうと考えているのか、9年以降のコンビニ交付だということではちょっと遅過ぎるのではないかと思いますけれども、それに向けての体制というものを伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 現在、デジタル推進室におきましては、議場にもありますがWi-Fiの整備とか、そういうことは進めております。

ただ、実際、私のほうで国からもマイナンバーを使った各種申請業務、申請システム、そういったものの推進についてお話をいただいておりますが、検討した中で私のほうで課題なのは、私のほうの今の電算システムが国が示すセキュリティーのレベルに達していないというか、非常に脆弱なところがあるということで、そういった整備をきちんと整えなければ、皆様からいただくマイナンバーの情報を使ったいろんな利用が、もし万一、そういうことで漏えいとかした場合には非常にリスクが大きくなります。

現在、そういった側面もありまして、これまで脆弱でありましたセキュリティー、あるいはハードディスクとか、そういったことの整備をまずきちんと整えてから、現在は同時にマイナンバーの利用について、先ほど議員さんからお話しいただきましたように、保険者証の代わりにもなるという形で、今後はマイナンバー自体の利用がもっと増えていくだろうということも予想されますが、そういったことの整備をきちんと整えた上で現在同時にハードディスクの整備、セキュリティーの強化を図りながらソフトの導入を検討させていただいているというところが現在の状況でございます。

コンビニ交付だけのちょっとお話になりますと、先ほど言いましたように、現在のシステムがもう既に令和8年度から使えなくなるというところで、そこでコンビニ交付だけのシステムを入れますと1,000万円以上の金額ということで想定しておりましたので、それがすぐ入れた途端に使えなくなると。新しいシステムになるということであれば、それは当然、経費の二重投資という形で無駄になりかねないということもございましたので、その辺について、先ほど言いました35団体のうち25ということで10団体はまだということであれば、財政的なところを検討しながら導入時期を探っているというのが今の状況かと思えます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 事情は分かったわけですが、その辺は町民の方々には知る由もなく、何で涌谷だけ、涌谷だけじゃないですけども、できないだろうというような疑問を持っている方もかなり多いと思いますので、そういうところは何か情報提供というか、そういうものも出して町民のほうにもできない理由というか、そういうものも説明しておく必要があるのではないかなと思います。ほかはできて何で涌谷町ができないのと言う町民の方がほとんどですので、そういうことも機会があれば、あればというか、機会を見つけて町民の方々にも周知されていくことがよろしいかと思えますが、その辺も含めて、9年しかできないということで

あれば、致し方ないと思いますが、できればセキュリティーの再構築というか、その辺、国のほうの政権も今度、地方創生も新しく出るようです、その辺の手厚い補助とかもあると思われますので検討されてはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 今、お話ししましたように、町民向けのアナウンス、そういったことも都度、できればと思っております。

あと、今回ただいま議員に申し上げましたように、デジタルの推進という形で国のほうでも進めるという形でお話をされておりますので、今後の国の予算などの状況、そういったものを選択しながら、当町においてもしっかりとデジタルについての推進について進めていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

ここで休憩いたします。再開は3時20分といたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

ここで会議時間を1時間延長しておきます。

引き続き一般質問を行います。

5番佐々木みさ子君、登壇願います。

〔5番 佐々木みさ子君登壇〕

○5番（佐々木みさ子君） 5番佐々木みさ子です。今回、議長に一般質問を提出しておりましたことを許可いただいたので、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、水田の利活用についてなんですけれども、私は、利活用というのは役立つよううまく使うことというふうに捉えて今回質問事項に入れました。農林水産省とかで書いてある水田活用というのは、水田を有効に活用して、食料自給率の向上を図る取組、具体的には生産調整とかというふうな形では書いてあります。

要旨1番として、水田活用の直接支払交付金の5年水張りルールについて、令和4年度から5年間、一度も水張りが行われない農地は令和9年以降交付対象とならないが、条件不利地に対する町の考えと交付申請の手続はどのようにするのかお尋ねしたいと思います。

（2）番といたしまして、町として各農家の水張り実施の計画などの今後の見通しや具体的な進捗について把握しているのか、お尋ねしたいと思います。

また、（3）番なんですけれども、このデントコーン迷路は、デントコーンの巨大迷路を行うきっかけというのは、4年前、コロナで子供たちが外に出かけることも遊ぶこともできない状況の中、飼料用トウモロコシ・デントコーンを作付けしていたということもありまして、JA青年部と共に巨大迷路を造り子供たちに夏休みの思い出をつくってあげたいというのがきっかけだったそうです。

それで、(3)番目のデントコーンの巨大迷路イベントなどを行っている水田を、地域の観光資源として今後活用していく考えがあるのか。

また、このような観光資源に対して水張りを5年間、行わなくても交付対象となる特例措置などはあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(大泉 治君) 町長、登壇願います。

[町長 遠藤稔雄君登壇]

○町長(遠藤稔雄君) 水田の利用活用についてのご質問をいただいております。

まず、1点目の水田活用における条件不利地に対する町の考えと交付申請の手続はどのようにするのかというご質問でございますが、5年水張りルールにつきましては、交付対象水田の考えが再徹底され、畦畔等の湛水設備を有しない農地や用水路等の用水供給設備を有しない農地は、交付対象としないという従前のルールに加えまして新たに追加されたもので、水田転換作物が固定化している水田の畑地化の促進やブロックローテーション体系の再構築を目的に設けられたものでございます。

条件不利地につきましては、耕作放棄地にならないよう別な対応が必要であると考えております。国等への要望活動を行っているところでもあります。例えば条件不利地において、令和8年度以降も麦や大豆を生産すれば水田活用の直接支払交付金3万5,000円は交付されませんが、畑作物の直接支払交付金、ゲタ対策の数量払いが交付されます。多くの耕作者は水田活用の直接支払交付金を原資として地権者に地代を払っておりますことから、地権者との地代の減額等の調整は必要となりますが、耕作は可能と考えております。

また、湛水1か月間の交付申請手続はどのようにするのかということでございますけれども、地域農業再生協議会へ湛水管理を始める前に届出を出し、開始日に湛水されている圃場写真を撮影し、1か月後にも湛水状況の写真と湛水完了届を出していただくことになり、協議会職員のほうで現地確認を行います。

なお、湛水管理につきましては、ため池などがある場合は冬の間に行くことも可能となっております。

2点目の各農家の水張り実施計画の今後の見通しや具体的な進捗については把握しているかのご質問でございますが、5年水張りルールにつきましては、国の要件見直しに際して合同説明会等で説明してきたところがあります。各農家で計画していただいているところがございます。

今年度の涌谷地域農業再生協議会から送付されております水稻生産実施計画書の記載の中に水稻作付最終年を記載することとしておりますので、水張りを行わない期間が5年を超えないよう計画を立てていただく際の参考としていただければと思っております。令和6年度実績といたしましては10万1,857平米の湛水管理を行ったところがございます。町といたしましては、農地の水張り計画を立てるものではなく、各農業者での計画を前提に対応しております。

3点目の水田を地域の観光資源として今後も活用していく考えはあるかのご質問でございます。また、このような観光資源に対して水張りを5年間行わなくても交付対象となる特例措置はあるのかとの質問もいただいております。

様々なイベント等で地域の活性化に尽力されている皆様には、この機会を通しまして厚く御礼を申し上げますとともに、今後も町の発展のために共に尽力していただきたいと考えているところがございます。

さて、水張りを行わなくてもよいといった特例措置は、災害復旧に関連する事業が実施されている場合と基盤

整備に関連する事業が実施されている場合に限られており、観光資源に関する特例は現時点ではございません。

水田活用直接支払交付金の趣旨は、農地面積の限りがある日本において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、水田の多面的機能の維持強化等を図るためでございます。このことから持続性にすぐれた生産基盤となります水田を最大限に有効活用することが重要であるため、飼料用米、麦、大豆など飼料用トウモロコシ、園芸作物などの戦略的作物の本作化を進めることに支援をさせていただければと考えております。

以上、1回目でございます。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 今、町長から水田活用の直接支払いの件を答えていただきました。

本当に町長が先ほどおっしゃったように、米の過剰対策や米の消費が減少して行われた生産調整、減反政策によって水田が麦、大豆、飼料等を長期間にわたって作付けしてきました。先ほど町長がおっしゃったように、畦畔を外し、また用水路の機能もなく水田を畑にしてきましたが、令和4年度より水田活用の直接支払交付金の条件が厳格化され、当町でも転作が長期固定化する中で、米を作る状態に容易に戻れない農地が条件的にはあります。水田を畑地化するか、5年間で選択しないといけないということは、これまでの農業経営に大きな変化をもたらします。引き受け手がない農地、耕作放棄地が増え離農、地域の景観、コミュニティーの維持などの課題について町はどのように考えるか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

今回の水張りルールの徹底により、農業者、農業経営体につきましては農業経営方針の見直しが迫られていると考えております。その中でできる限り、町としましては其中でよりよい農業経営をしていただくことを前提に相談を受けておるところでございます。

その中で耕作条件不利地や先ほど議員さんがおっしゃるコミュニティーの活動につきましては、あらゆる面で、違う面からの支援により、その部分につきましては支援をしているというところがございますので、その状況を見定めながらそういう対策を取っているところがございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 課長から今、お答えいただきました。やはり農家として心配なのは、今言ったように、改正の影響を受ける農家には適切な対応と適切な支援策で対応していただきたいものだと思います。今後の制度の動向にも注意して現場の意見をまとめて、やはり町長がおっしゃったように、国に伝え続けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えします。

水張りの面積につきましてはおのおのの地域において問題になっているところがございます。その問題点につきましては国のほうにはお伝えしておりますが、このルールにつきましては、おおむねその方向でいくものと考えております。その後の心配されている案件がございますので、その部分につきましてはその地域地域においてよりよい制度の中で、この制度ではない部分でもあるかもしれませんが、その中で支援をしていただきたい

い旨はお伝えしていかなければならないのかなというふうに考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） では、（2）番にいきます。先ほど話されたんですけども、水張りルール、令和4年、5年で当町では申請した農家があるということをお話しいただきましたけれども、現在、転作を行っている農地で水張りできる農地とできない農地などはできているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

先ほど町長も申し上げましたが、令和6年度としまして5年の水張りルールに引っかかるかといいますか、そちらのほうの部分の対応としまして、1か月の水張り管理をした面積が約10町歩となっております。その中で面積の把握ではございますが、5年間、固定化というわけではないんですけども、水張りをしていないと思われる面積、その部分につきましては水稲作付していないという形で考えておりますが、その部分につきましては水稲生産実施計画書のほうに最終年度、水稲をいつ作ったのかという形もお知らせしております。その中で各農家さんがそれを目安に計画を立てていただきたいという形でお知らせをしているところでございます。

その面積がどれくらいになるかという部分につきましては集計まではしておりません。終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 今、集計等はしていないというふうな話を聞きました。ただ、やはりこの条件に合致しない農家というのは、本当に大きい農家で基盤整備したところは簡単に5年で水張りかといいますか、これはできると思いますけれども、先ほどから言っているなかなか条件に見合わない、転作で豆とか大豆とか、飼料作物を植えているところでなかなかできないところもあります。そういうところに対して1回水田という、要するに水を張らないとか、1か月でも水を張ったり申請して水張ったところの写真を撮ったりというのはあるんですけども、それができないようなところかといいますか、そういう農地の何ていうんですか、支援策とかと言いますが、一度水田を外すと、補助金は出るかと、幾らか、3万5,000円というのからは外れると思うんですけども、水田でなくなった場合には何ていうんですか、5年過ぎて水田というのから外れた場合はどのようなになるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） そちらのほうにつきましては、まずは3万5,000円、水田活用直接支払交付金が交付されない形になります。ただ、畑作物の直接支払交付金等々、先ほど町長が申し上げたそれ以外の交付される場合もあるという形になります。

また、もう1点戻りますと、その部分できない場所というか、固定化されている場所につきましては、おおむね議員さんが言われるように、飼料作物等々が多くあります。その部分につきましては、おおむね転作組合やなおさら畜産農家の方々につきましては重点的にはお知らせしておるところなので、その中でどのような形の対応を取るかという部分を農家の方々にお知らせした中で、どちらがいいのかという選択計画をしていただくということを前提としております。終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 固定化してということなんですけれども、やはり先ほど言ったように、もうその土地

から引き受け手が、とても条件が悪くてもうこれ以上続けることはできないというふうな形で、さっきも話しましたけれども、かなり耕作放棄地等が増えたり、あと離農ですか、そういうところもかなりあるかと思うんですが、その辺に関してはどのような対処をするつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

実際のところ、当課のほうとして計算すると、確かに水田活用直接支払交付金の有利性はあると考えております。しかしながら、今回のことでそれがもらえないことによる経営に関する影響はあると。その際には必然的に条件不利地につきましても、当然、今まで作っていた方々につきましても、そのようなお金の中で地権者というか、所有者の方々にお支払いを続けていたわけです。そのため、当方としましては、地代、やはり圃場整備の区域と条件不利地との条件的な差は、地代としてその部分をご理解した上で要は経営をしていただくことで、その部分に関しては了解した上で経営をしていただくことがベストなのではないのかなという形で考えております。

それをもって離農という部分につきましても、確かにその土地を貸している方につきましても、非常にその部分、収入が減るわけなので、その場所以外であったりそういう部分の違う形を経営の中で考えていかなければならないのかなというふうに考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 我が家でも農家なんですけれども、やはり年齢的なものを考えると、今まで引き受けていたところが山合いだったりするわけですね。そうすると本当にこれから何年後には、その土地の所有者には本当に申し訳ないんですけれども、もう耕作できないというところを抱えている地域です。そうなった場合に、やはり当町としてかなりのこういう、何ていうんですか、景観が悪くなったりということが考えられると思います。

前にも話したんですけれども、やはり奥まったところは木がどんどん大きくなって、もちろん、作物も取れないので、今までは何とか引き受けてやっていたんですけれども、今後何年後には、排水も悪いし、何を作っても日は当たらないしというような条件の土地も、今は何とか頑張って作付けしたりしていますけれども収量はほとんど上がっておりません。そういうところに対して町ではどのように考えるのか、町長、お答え願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほど来の質問のやり取りでご案内のように、町としての努力というのは限界がございます。そういった中でも、やはりこの耕作、先ほど門田議員の質問にありました景観が損なわれると、そういうのがだんだん現実味を帯びてくるのも事実だと私は思っております。

そういった中で、やはり国策として水張り水田で、水田という認定の下に交付金が3万5,000円いただいて、それを足がかりとして何とか耕作を続けてきたという経緯もやっぱり説明しながら、日本国土を守るために、農地を守るために、国としてそういったようなところを改めてどのような政策を出してくるのかということをお求めていくことも、まずは一番直近の私の立場の仕事なのかなと、そのように思っております。

そして、また直射日光の当たらないところなども工夫して水田なんかで活用し、またその後に転作物で何とか

やられてきたという状況もございまして、そういったところは、逆に言えば何を作っても難しいものがあるところだと思っております。そういったようなところをどう線引きしていくかというのもございしますが、町としては、先ほど申し上げましたように、やはり限界があらうかと思えます。日当たりが良くて風当たりが弱いというところであれば、もちろん、園芸作物等々も戦略的にあらうと思えますけれども、そういったような今、普通の水田で園芸作物を作り始めているところもございしますが、そういったところにそういう技術が転用できるか、もしできるのであれば、そういったような技術の情報というものを農家の方々につないで、やる気のある方はそこでしっかりとしたお金を取っていただくということも可能かと思えますけれども、町としては大きな国の政策というものがなくなかなか難しい。また開田なんかしたところはまた昔のような山になってしまうのではないのかなと、そのように思っております。

一番水張りルールで、逆にいえば国からすると、そういったようなルールをあえて出してきて、水田に戻れないのであれば駄目ですよという意図が私には見えてきている感じがしますが、それをどのように切り返していくかというのは地方自治体の仕事なのかと思っておりますので、それを一緒に何か運動があったときに実情をしっかりと踏まえて働きかけていかなければならないと思っております。

この景観というものが非常に悪くなってしまう、もとの山林に帰ってしまうということが私自身、心配しているところもございします。自分のような特殊な栽培技術があれば、それを金に換えるということはありますけれども、それはごく一部に限られた農家の人たちでありますし、なかなか難しいところもございしますので、町としての限度というものはおのずからありますけれども、それを国土としてどのように保全していくか、そして、食料生産の場所としてどのように保全していくかというのは、やはり大きな国の仕事になってくるのではないのかなと、そのように感じております。

そういったような答弁しかできませんけれども、現実問題を見ますと、軽々なことは申し上げることでできませんので、大変期待に沿えない答弁となってしまいますが、今の町のレベルとしましてはそれしかないのかなと思っております。

そういった中でもしっかりとした収入を得るような農家が出てまいりましたので、それを多くの皆様に汎用化するような形をつなぐことも当面の仕事と思っておりますので、ここは共に頑張らざるを得ないところであろうと思っております。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） ありがとうございます。ぜひ町長にはありとあらゆる場所に行ったときに、町長の今のような発言をぜひしていただきたいものだと思います。

次、（3）ですけれども、このデントコーンが、特例措置がないというのは、私もいろいろ見て重々分かっておりましたけれども、このデントコーンをやっている飼料用トウモロコシを作っている方といいますか、家族が言うには、やはりここはすごい条件がいいそうなんです。利便性もありアクセスにもとてもすぐれているというふうに話していました。

また、今年の夏、私もちょっと行ったんですけれども、やはり夏休み中ということで里帰りの親子さんやまた結構県外から来ている親御さんもいて巨大迷路をすごく楽しんでいました。中にはでかいデントコーンをもいでもらって持ってきて、これは食べられるのと聞いてくるお子さんもいました。でも、このトウモロコシは、

今食べているのよりも軟らかく甘くないけど食べられるんだよと話したら、おうちに行ったら茹でてたべようとお母さんと話していました。これも巨大迷路を通しての農業というものの体験もできたのではないかなと思っております。

また、なぜこの地域がいいかというのは、やはり昨日も新田先生が話していたんですけれども、地域の方々、また高校生のボランティアとか、いろんな方がお手伝いに来てやっておりました。さらに温泉に導くようにギグバンドをして温泉に安く入るように導いたり、また隣では砂金取りとかやって、もしこの砂金であれなときにはろまん館のほうに行くと、大きい水槽の中で取れるよとか話して、やはりそんなふうに導いておりました。

また、商業施設の一角でのバスの送迎、シャトルバスは、すごくこの大手のスーパーさんではお客様が多く、また温泉も子供連れでにぎわったとのこと。子供たちを笑顔にし、酪農家の未来を明るくという思いがこのデントコーンをやっている方はおっしゃっておりますので、何とか、この場所でできなくても大体あの囲いの中でできないかどうか、町としてはどうなのか、その辺というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） ありがとうございます。議員さんがおっしゃるとおり、これを企画された方、それに協力されていた方の協力の下、非常に周知されたイベントになりまして好評をいただいているのも存じ上げております。

その中で、確かにこれまでのクラウドファンディングやいろいろな活動の中で立地的な場所の条件というのも存じ上げておりますので、その中が周知されていることによって、近くで一番それが継続的に皆様に喜ばれるイベントしてやっていただけるような形で、共に協力しながらやっていきたいという形で考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 今、飼料用作物の高騰とか、また乳製品の消費が減り牛を飼う人たちが諦め離農する農家もいる中で、デントコーンの巨大迷路で経済の活性化、そして、涌谷町を盛り上げたいというふうなことで仲間と地域の人たちを巻き込み、チェンジ・ザ・チャンスと銘打って行っていますが、また、農業新聞等に載っていたんですけれども、この最初始めた方は、今回、JAでこのことを話して北海道大会で発表するそうです。かなり町の活性化には貢献していると思います。

巨大迷路がまちおこしの起爆剤になるのではないかなと思いますが、これに対して町の考えはどうでしょうか。

○議長（大泉 治君） 佐々木議員、通告は交付対象となるような特例措置はないのかということで、そのイベントそのものではございませんので、そちらのほうに向けていただければと思います。観光資源として持つていく、はい、分かりました。産業振興課長。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。起爆剤というか、もう既にこれくらいの人数が来ておりますので、これが拡大するのかどうかというふうな形になるのか分かりませんが、継続して皆様が来られて満足の高いイベントが続くようにしていただきたいと考えておりますし、その中で町が協力できる部分につきましては協力しながら更なる普及効果があれば、なおさらいいものという形で考えておるところでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 巨大迷路というのは、北海道の本別町で人口1万人がいるところに1万5,000人の来場者がいるそうです。これは当初、やったときは、この町では土づくりと子供たちの描いた絵を参考に迷路を造ったそうでございます。この町ではキャッチフレーズとして人に優しい1万人の家族のまちづくりを目指しているそうでございます。

当町でも、今回、水田要件に例外規定が設けられ、制度の内容が変更になる可能性というのは十分にあると思いますが、地域の実情に合わせたぜひとも支援策の提供をお願いしたいものだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えします。支援策の提供という部分が、どの部分が求められている部分か分かりませんが、その中で産業振興課として来場者や当然、スタッフの方々、両方を見定めながらその部分の要求部分がうちのほうとして提供できるものであれば、ぜひ支援をしていきたいという形で考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 最後にですけれども町長にお伺いいたします。

町長もデントコーンの巨大迷路には伺ったということを知っていますけれども、町長はどんなふうな感想を持ったかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） デントコーンに関しましては、残念ながら今年ちょっと都合つかなくて行けませんでしたが、これまでずっと、中に入ると熱射病でひっくり返るおそれがありますので入り口付近でうろろろと状況を見ておりますけれども、本当に多くの皆さんに来ていただいております。

何がよいかといいますと、やはり民間の、要するに町民の人たちが自ら行ったということで、そこに町の職員も多く関わっておりますけれども、様々な人たちが力を合わせて大きなイベントとして成功させているという事実がございます。

町政運営をしておりますと、やはりまず主体的に動くのが住民の皆さん、あるいは町民の皆さんが主体的に動くところに町が何らかの形でサポートすると、本当に効果が非常に大きいというのを感じておりますので、町としてやるとすれば何をやるかといいますと、まずあいった方々があれだけの集客状況を発生させているところを、やはり町として盛んにコンテンツの発信といいますか、情報をどんどん流して、そして、斉藤さんだけでなく全部の皆さんが主役となるような形で映像だったり様々な情報発信だったりして、まずは主役になってもらうように町としては演出するのが一番大事なのかなと思っております。

そして、先ほど1万件を割った酪農家ということが今、問題になっておりますけれども、そういった機会に恩返しとして国内、そこに参加されている県内、町内の牛乳とか乳製品というものがいかに大事か、そういったような牛の大事な飼料となるものを面積的に潰しながらもそういったような働きをかけているという、農家として意地もありますよね。それを発信、すいません、私はすごい感激屋ですからあの状況を思い出すと、すごく泣けるんですよ。ですから、私の今のこの思いを何とか全国版にもっともっと職員の力を借りながら流して

やりたいと、そのように思っております。本当に議員の皆さんも来ていただいて一緒にあの状況を全国版で発信させていただきたいなど、そのように思っております。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で一般質問を終わります。



◎散会の宣言

○議長（大泉 治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後3時57分